

# 秦野市障害者福祉計画

(第5期 令和2年度～令和6年度)

令和2年(2020年)3月  
秦野市



はじめに

「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という思いは、私たち誰もが持つ共通の願いです。

この思いに寄り添い、障害のある人もない人もすべての人が尊重され、いきいきと暮らせる社会を実現するために、本市では「秦野市障害者福祉計画」を策定し、様々な障害者福祉施策を進めてきました。



平成 26 年 1 月には、わが国も国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、また、平成 28 年 4 月には、障害者差別解消法が施行されるなど障害者の権利を護り、人権を尊重するための取り組みが進められてきました。

平成 30 年 4 月には、障害者総合支援法も改正され、障害の有無に関わらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会のための法整備も進んでいます。

このような中で、本市においても、すべての人が互いに尊重し、支え合いながら、共に学び、働き、暮らすことができる共生社会の実現を目指し、このたび「第 5 期秦野市障害者福祉計画」を策定しました。

今後は、この計画を基本に、各種施策を着実に推進し、障害者やその家族が安心して暮らせる環境づくりを進めていきたいと思っておりますので、市民の皆様のご更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただいた秦野市障害者支援委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただいた市民の皆様、関係機関・団体等の皆様に心から御礼申し上げます。

令和 2 年（2020 年）3 月

**秦野市長 高橋昌和**

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本理念	2
4	計画の基本方針	2
5	基本的な視点	3
①	自らの意思決定に基づく自己実現の支援	3
②	障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援	3
③	自分らしさを生かした社会参加への支援	3
④	安全に安心して暮らせるまちづくり	3
6	計画の期間	4

## 第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況

1	総人口の推移	5
2	障害者数の推移	6
(1)	身体障害者の状況	6
(2)	知的障害者の状況	8
(3)	精神障害者の状況	9
(4)	難病患者の状況	10
3	障害者数の推計	11

## 第3章 施策の展開

	《 施 策 の 体 系 》	14
1	乳幼児から就学前までの施策	18
(1)	障害の早期発見と早期療育体制の充実	18
①	障害の早期発見と早期療育体制の充実	18
2	学齢期の施策	21
(1)	ともに学びともに育つ教育の推進	21
①	障害や特性に応じた教育の推進	21
②	進路の選択に結びつく教育	26
(2)	放課後等対策の充実	27
①	放課後等の居場所の確保	27
3	学校卒業後の施策	28
(1)	適性や能力に応じた就労支援の推進	28

① 就労支援策の充実	28
(2) 社会参加・生涯学習活動の環境整備の促進	32
① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	32
② 外出支援（移動支援）策の充実	37
③ コミュニケーション手段の確保	39
④ 当事者活動・社会参加活動の充実	41
(3) 地域生活支援の充実	42
① 福祉サービスの充実	42
② 施設機能の充実	46
③ 多様な暮らしの場の整備	48
4 高齢期の施策	50
(1) 障害者分野施策と高齢者分野施策の連携	50
① 高齢障害者に対する一体的なサービスの提供	50
5 生涯にわたっての施策	52
(1) すべての人にやさしいまちづくりの推進	52
① 建築物等のバリアフリー化	52
② 移動環境の整備	55
③ 理解と交流の促進（こころのバリアフリーの促進）	56
④ ボランティア活動の充実	59
(2) 自己実現を支える相談支援の推進	61
① 相談・情報提供体制の整備	61
② ケアマネジメント体制の整備	67
(3) 権利擁護体制の推進	69
① 権利擁護体制の整備	69
(4) 安全・安心のしくみづくり	72
① 保健・医療体制の整備	72
② 緊急時対策の整備	74
資料編	
資料1 秦野市障害者支援委員会条例	79
資料2 秦野市障害者支援委員会規則	81
資料3 計画の推進体制	83
資料4 秦野市障害者福祉計画（第5期）策定経過	84
資料5 秦野市福祉計画（第5期）案について（諮問）	85
資料6 秦野市福祉計画（第5期）案について（答申）	86
用語解説	87
障害に関するマークの一例	92



# 第1章 計画の基本的な考え方



## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景及び目的

本市では、障害のある人もない人もすべての人が、地域の中で自らの考えと判断により、豊かに生活できるような社会の実現を目指し、平成 11 年 3 月に策定した「秦野市障害者福祉計画（第 1 期）」以降、3 回の改定（平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年）を経る中で、福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野における障害者施策を総合的に推進してきました。

この間、平成 17 年に発達障害者支援法が、平成 18 年には障害者自立支援法、改正教育基本法、バリアフリー法が施行され、障害児者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な推進が図られました。

また、平成 18 年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに平成 25 年には、障害者自立支援法の一部が改正され、障害者の範囲や支援を拡大した障害者総合支援法や、障害者基本法第 4 条「差別の禁止」の基本原則を具体化した障害者差別解消法が施行されました。

その他にも、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が施行されるなど、障害者施策に関する数多くの法律が施行されています。

こうした中、平成 28 年 7 月に県の障害者支援施設で大変痛ましい事件が発生しました。このような悲惨な事件が二度と繰り返されないよう県は、「ともに生きる社会かながわ憲章」を同年 10 月に定め、「すべての人のいのちを大切にする」「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する」「いかなる偏見も差別も排除する」取組みを推進しています。

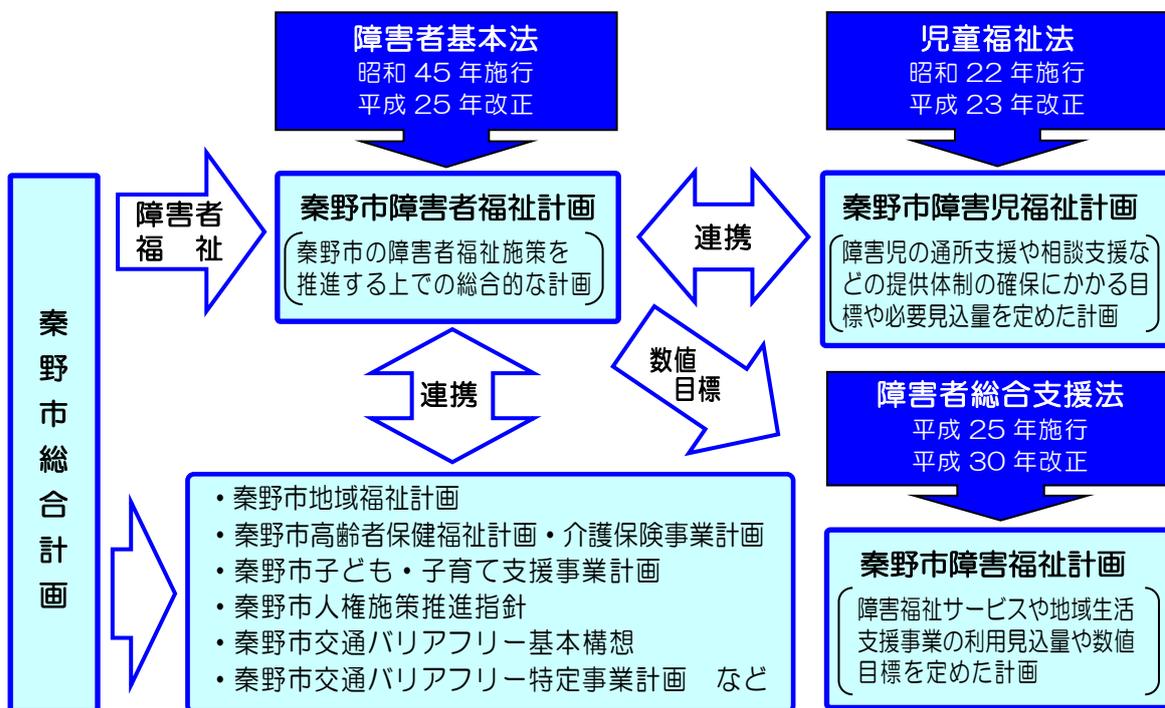
また、国においても、地域住民らが「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」づくりを目指しています。

現在、我が国では、急速な少子・高齢化、人口減少社会を迎える中、本市の人口はすでに減少に転じておりますが、障害を有する人の数は増加傾向にあります。

本市は、こうした現状においてこれまでの取り組み状況、国及び県の計画と整合を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の趣旨等を踏まえ市の最上位計画である「秦野市総合計画」の個別計画として、また、「秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「秦野市子ども・子育て支援事業計画」等の福祉計画をはじめとした様々な計画と連携して「秦野市障害者福祉計画（第 5 期）」を策定します。また、この計画は、本市障害福祉施策の最上位計画であり、障害者施策を具体化し、今後の進むべき方向を示すものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。



## 3 計画の基本理念

障害者福祉施策は、障害者基本法の理念に基づき講じられる必要があるとの考え方から、本計画においても、障害者基本法に基づき掲げられた前計画の理念を継承し、以下の3点を基本理念として掲げます。

- すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

## 4 計画の基本方針

本計画策定に当たっては、基本理念を踏まえ、障害のある人が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図っていくことで、すべての人が一生涯を通じて、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会づくりが大切であると考えます。

この考え方の上で、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障害者のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現を目指すことを基本方針とします。

一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現

## 5 基本的な視点

基本理念や基本方針に基づき「乳幼児から就学前まで」、「学齢期」、「学校卒業後」、「高齢期」及び「生涯にわたって」の5つのライフステージにおける施策の推進を図ります。

障害者施策の推進にあたっては、「人権の尊重」、「日常生活への支援」、「社会生活への支援」及び「社会の基盤整備」などに配慮すべく、次の4点を基本的な視点として常に考慮しながら施策を展開していきます。

### ① 自らの意思決定に基づく自己実現の支援

障害のある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障害のある人の施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を尊重します。

また、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

### ② 障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援

障害のある人の人権や年齢、性別、障害の種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、障害者施策を実現します。

また、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策の充実に努めます。

### ③ 自分らしさを生かした社会参加への支援

障害のある人もない人も、社会、経済、文化などあらゆる分野で活動できる社会を目指します。

また、個々の障害の状況に応じたサービスや情報を自ら選択・利用できる体制を整え、共に学び、そして希望を持って働ける場を充実させることで、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現に努めます。

### ④ 安全に安心して暮らせるまちづくり

障害のある人が、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、地域の特性や資源を活かした生活支援サービスの充実はじめ、災害時に必要な支援の提供に向けた、事前の防災支援体制を整備します。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）の向上を図り、安全に暮らせる生活環境を整備します。

さらに、成年後見制度の周知啓発と利用促進を図り、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めます。

## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章

# 秦野市における 障害者を取り巻く状況



## 第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況

### 1 総人口の推移

本市の人口は、平成21年をピークに減少傾向で推移しており、平成31年の時点で165,396人となっています。

一方、総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、年々上昇しており、この5年間で3.63%上昇し、平成31年には28.95%となり、およそ3人に1人が65歳以上となっています。



（「統計はだの」年齢別人口統計調査結果 各年1月1日現在 単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	168,732	167,350	166,577	166,064	165,396
老年人口	42,724 25.32%	44,222 26.42%	45,792 27.49%	47,015 28.31%	47,886 28.95%
生産年齢人口	104,648 62.02%	101,818 60.84%	99,967 60.01%	98,651 59.41%	97,516 58.96%
年少人口	20,348 12.06%	19,889 11.88%	19,397 11.64%	18,977 11.43%	18,573 11.23%

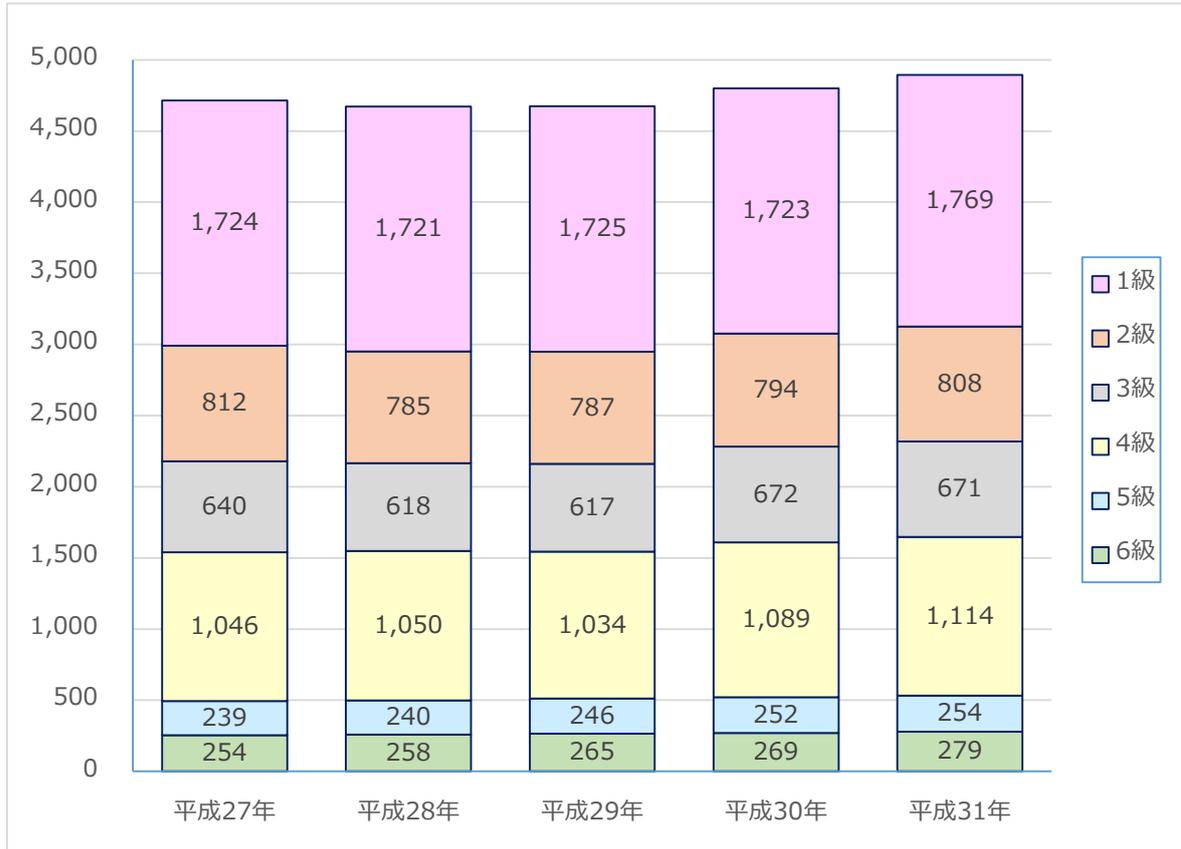
## 2 障害者数の推移

### (1) 身体障害者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、身体障害者手帳所持者の数は、4,895 人で平成 27 年からの 4 年間に 180 人増加しています。

障害の等級別にみると、増加人数が最も多いのは「4 級」の 68 人、次いで「1 級」の 45 人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移



等級別身体障害者手帳所持者数の推移

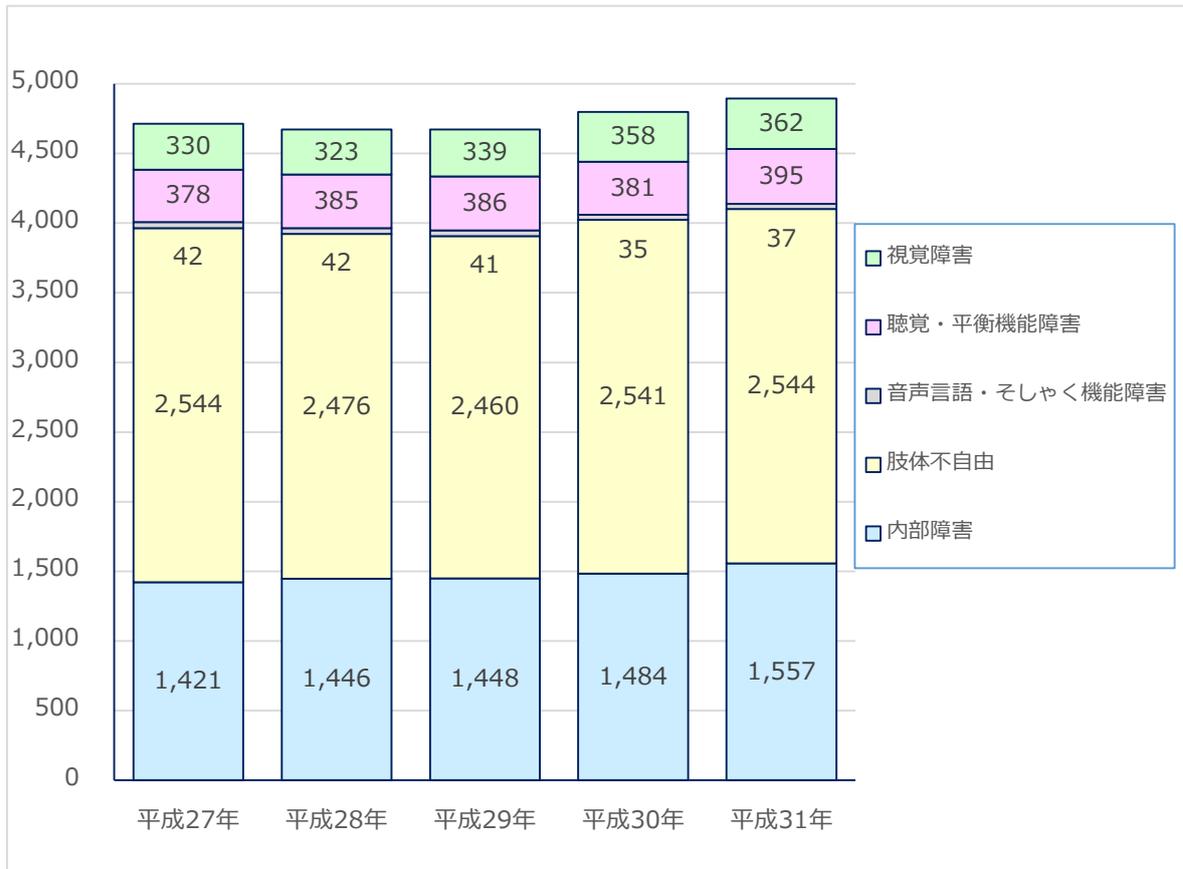
(各年 3 月 31 日現在 単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1 級	1,724	1,721	1,725	1,723	1,769
2 級	812	785	787	794	808
3 級	640	618	617	672	671
4 級	1,046	1,050	1,034	1,089	1,114
5 級	239	240	246	252	254
6 級	254	258	265	269	279
合 計	4,715	4,672	4,674	4,799	4,895

障害の種別にみると、「内部障害」が年々増加しており、過去 4 年間で 136 人増加しています。

他の障害については増減を繰り返しており、ほぼ横ばいの状況にあります。

障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

(各年 3 月 31 日現在 単位：人)

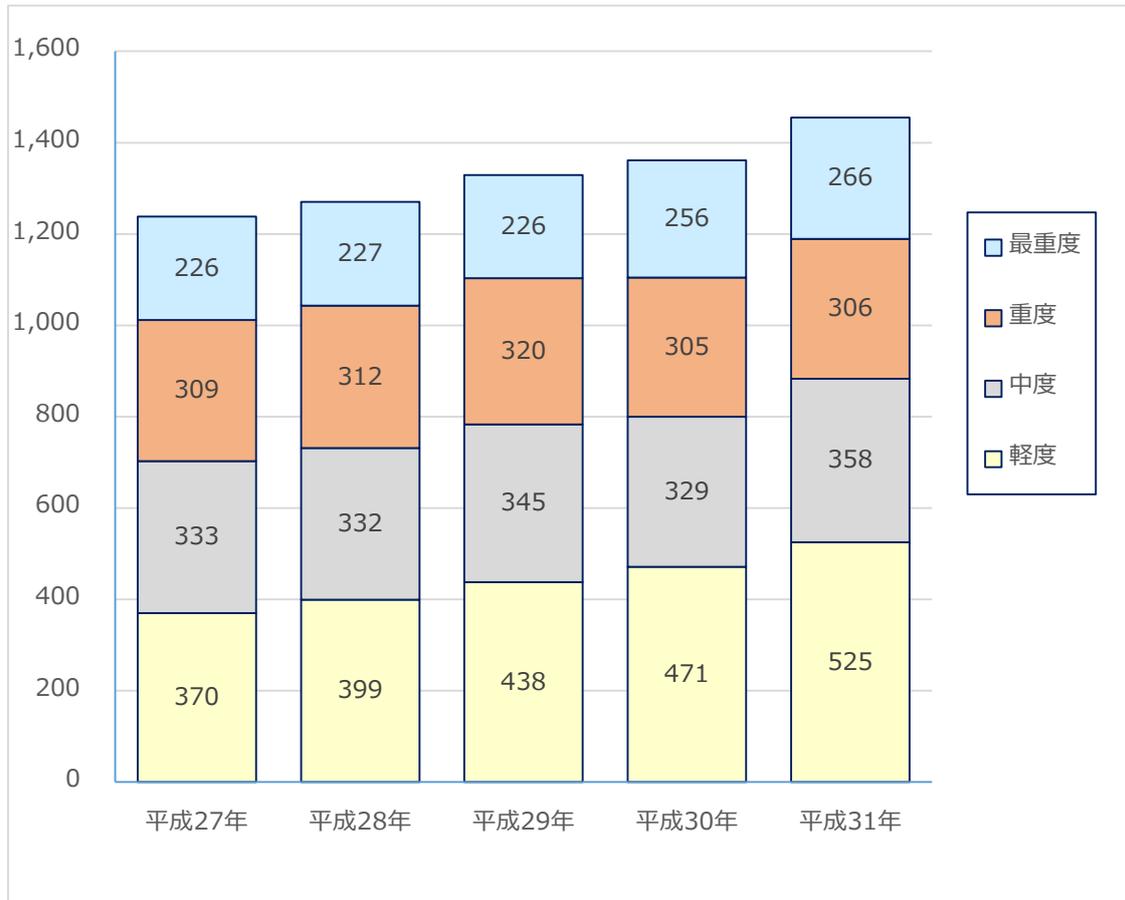
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
視覚障害	330	323	339	358	362
聴覚・平衡機能障害	378	385	386	381	395
音声言語・そしゃく 機能障害	42	42	41	35	37
肢体不自由	2,544	2,476	2,460	2,541	2,544
内部障害	1,421	1,446	1,448	1,484	1,557
合 計	4,715	4,672	4,674	4,799	4,895

(2) 知的障害者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、療育手帳所持者の数は 1,455 人で、平成 27 年からの 4 年間で 217 人増加しています。

障害の程度別にみると、増加した 217 人のうち 155 人が「軽度」で、全体に占める「軽度」の割合が最も大きくなっています。

程度別療育手帳所持者数の推移



程度別療育手帳所持者数の推移 (各年 3 月 31 日現在 単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
最 重 度	226	227	226	256	266
重 度	309	312	320	305	306
中 度	333	332	345	329	358
軽 度	370	399	438	471	525
合 計	1,238	1,270	1,329	1,361	1,455

年齢別療育手帳所持者数の推移 (各年 3 月 31 日現在 単位：人)

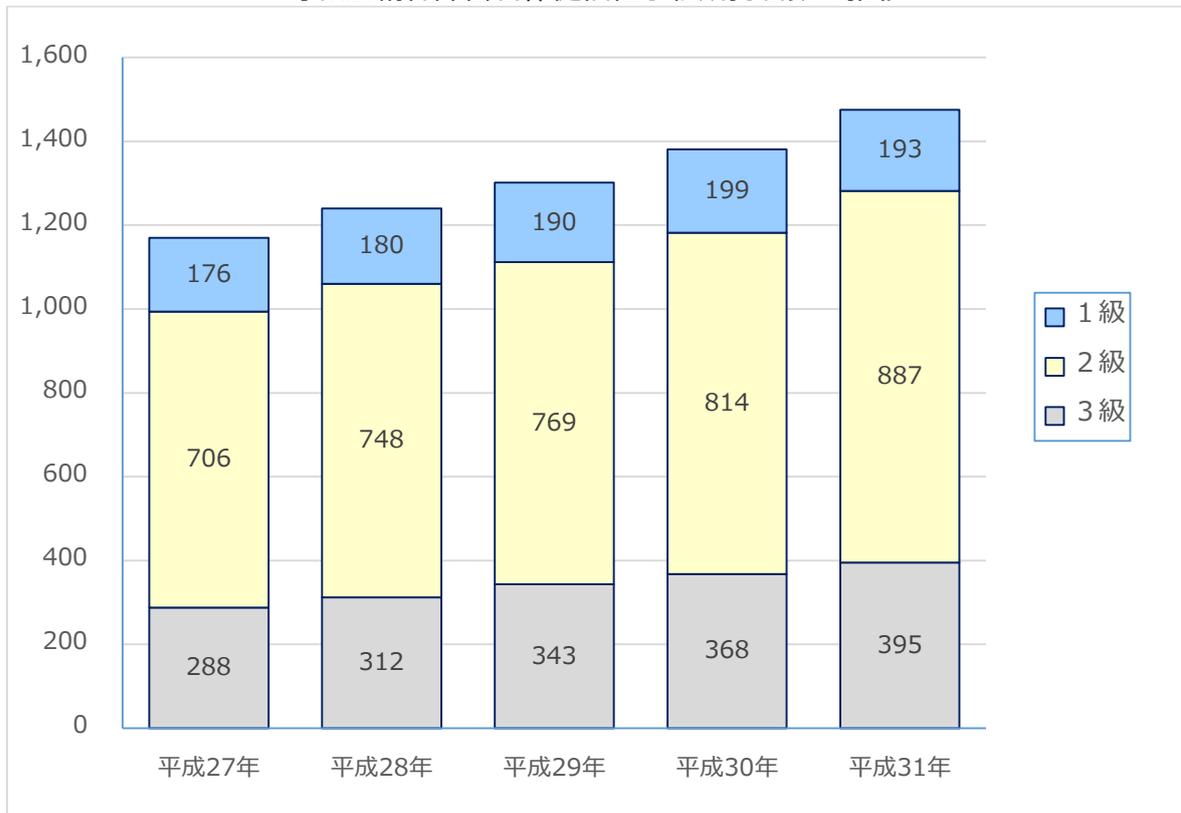
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
18 未 満	335	356	364	384	422
18 以 上	903	914	965	977	1,033
合 計	1,238	1,270	1,329	1,361	1,455

### (3) 精神障害者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の数は 1,475 人で、平成 27 年からの 4 年間で 305 人増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）支給認定者は 2,803 人で、平成 27 年からの 4 年間で 496 人増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (各年 3 月 31 日現在 単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1 級	176	180	190	199	193
2 級	706	748	769	814	887
3 級	288	312	343	368	395
合 計	1,170	1,240	1,302	1,381	1,475

自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移 (各年 3 月 31 日現在 単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
合 計	2,307	2,401	2,518	2,642	2,803

- ・精神保健福祉センターの年度末統計資料に基づく数値です。
- ・自立支援医療（精神通院）とは、精神障害を持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けられることができる制度です。

#### (4) 難病患者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、秦野市における特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数は 1,045 人で、平成 27 年からの 4 年間で 99 人減少しています。

神奈川県特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数の推移

（平成 28～31 年は 3 月 31 日現在 単位：人）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
合 計	1,144	1,136	1,198	1,026	1,045

（平塚保健福祉事務所秦野センター調べ）

（※平成 27 年はシステム改修のため 1～3 月未集計）

### 3 障害者数の推計

総人口に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合は、概ね増加の傾向を示しており、平成 31 年では、身体障害者 2.96%、知的障害者 0.88%、精神障害者 0.89% となっています。

この傾向が、目標年度である令和 6 年まで推移していくと仮定した場合（傾向線を直線とする）、令和 6 年における身体障害者数は 5,025 人、知的障害者数は 1,718 人、精神障害者数は 1,813 人と推計されます。

#### 総人口に占める障害者数・割合の推移

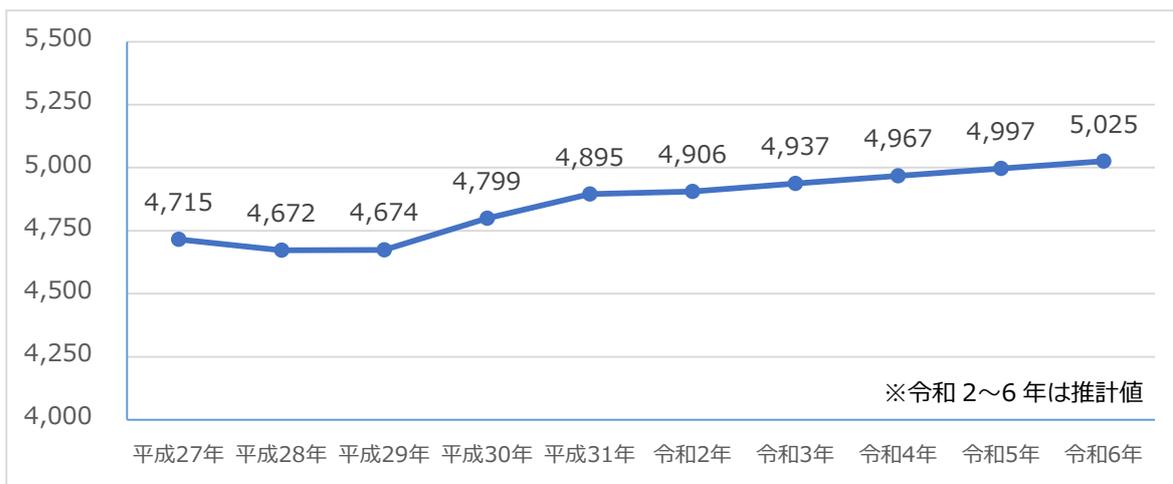
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	168,732	167,350	166,577	166,064	165,396
身体障害者	4,715 2.79%	4,672 2.79%	4,674 2.81%	4,799 2.89%	4,895 2.96%
知的障害者	1,238 0.73%	1,270 0.76%	1,329 0.80%	1,361 0.82%	1,455 0.88%
精神障害者	1,170 0.69%	1,240 0.74%	1,302 0.78%	1,381 0.83%	1,475 0.89%
自立支援医療支給認定者	2,307 1.37%	2,401 1.43%	2,518 1.51%	2,642 1.59%	2,803 1.69%

#### 令和 2 年から令和 6 年までの総人口に占める障害者数・割合の推移（推計）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
総人口	163,519	162,397	161,275	160,153	159,031
身体障害者	4,906 3.00%	4,937 3.04%	4,967 3.08%	4,997 3.12%	5,025 3.16%
知的障害者	1,504 0.92%	1,559 0.96%	1,613 1.00%	1,666 1.04%	1,718 1.08%
精神障害者	1,537 0.94%	1,608 0.99%	1,677 1.04%	1,746 1.09%	1,813 1.14%
自立支援医療支給認定者	2,894 1.77%	3,004 1.85%	3,113 1.93%	3,219 2.01%	3,324 2.09%

総人口推計資料：「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月）」（国立社会保障・人口問題研究所）

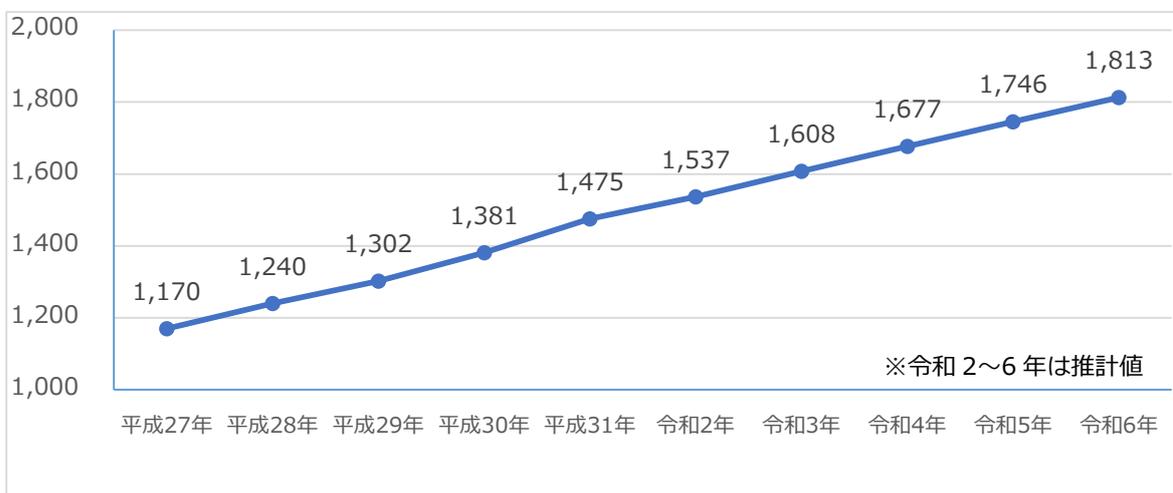
### 身体障害者数の推移



### 知的障害者数の推移



### 精神障害者数の推移



### 自立支援医療支給認定者数の推移



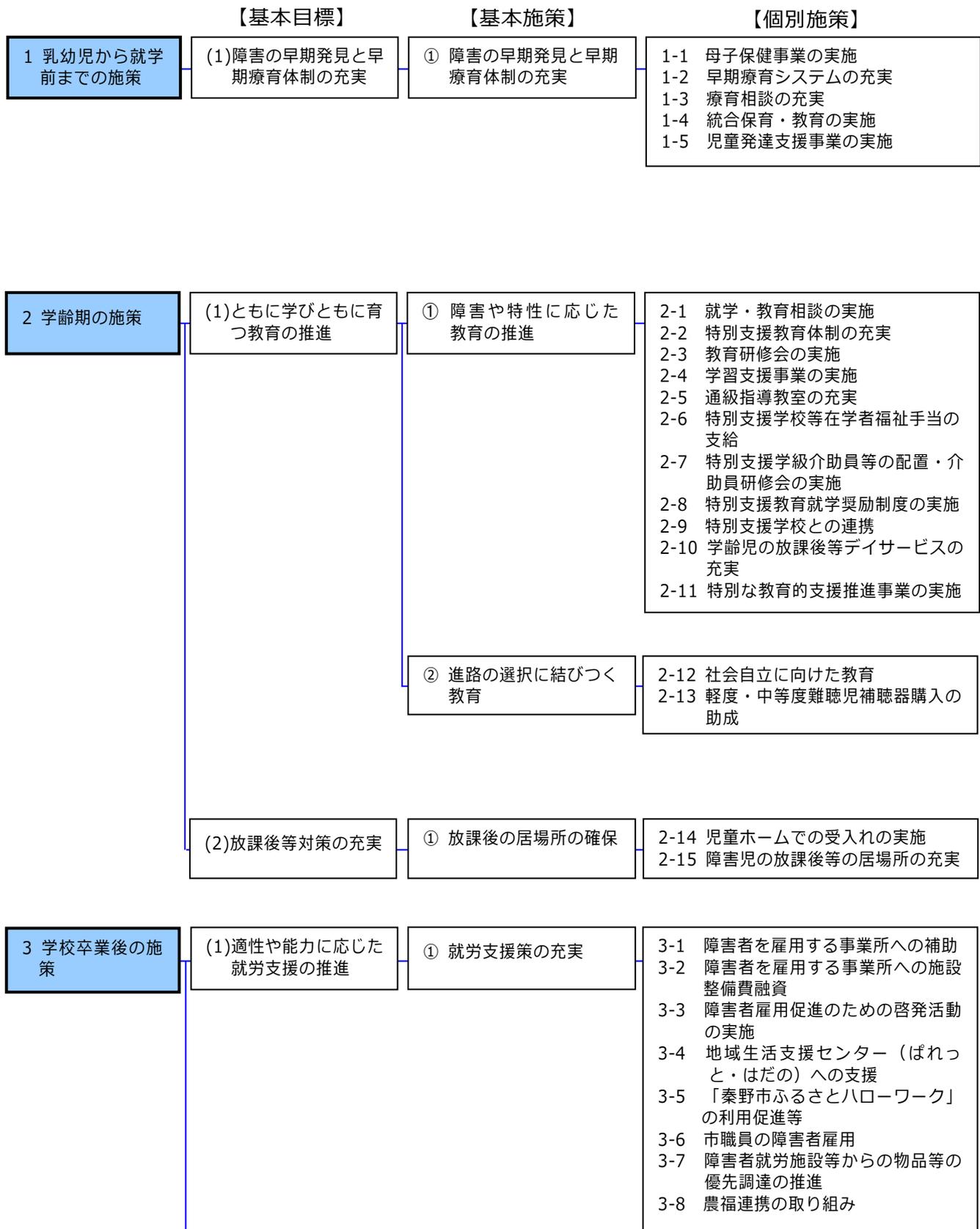


## 第3章 施策の展開

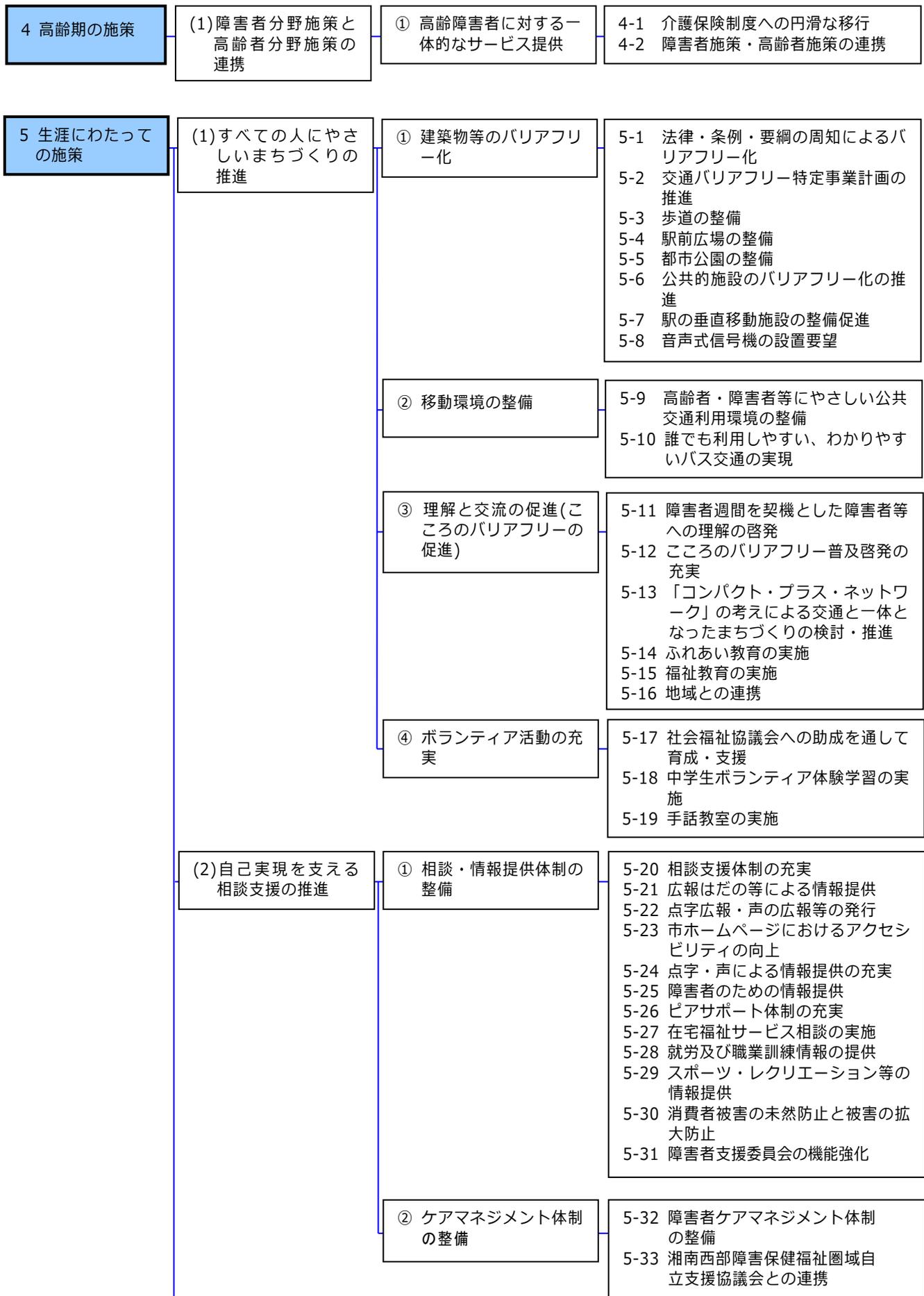


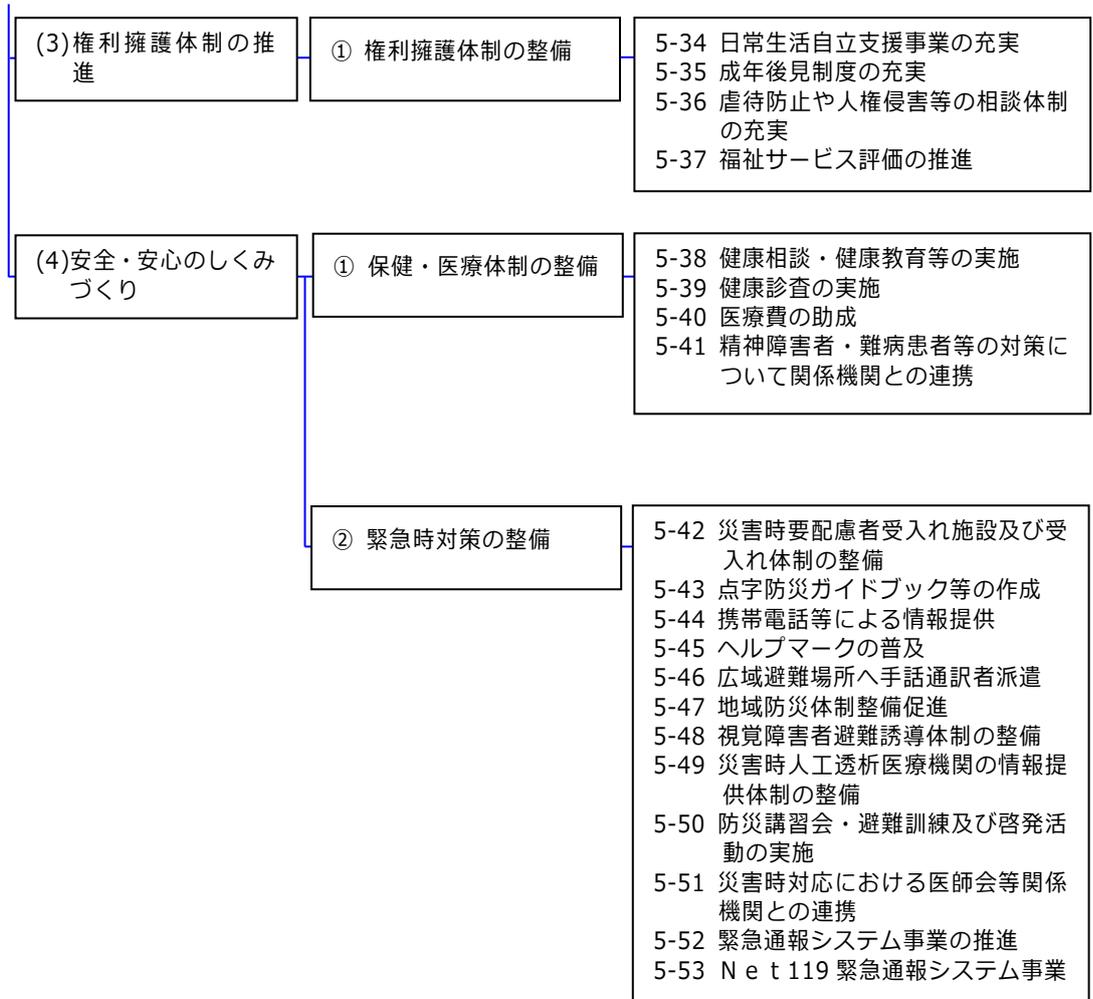
### 第3章 施策の展開

## 施策の体系



(2)社会参加・生涯学習活動の環境整備の推進	① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	3-9 スポーツ大会参加者への支援 3-10 スポーツ教室の実施支援 3-11 スポーツ指導者の育成支援 3-12 障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及 3-13 「ともしび秦野」の実施 3-14 図書館にともしび室の設置 3-15 図書館の障害者サービスの推進 3-16 たけのご学級の開催 3-17 障害者が社会参加しやすい環境整備
	② 外出支援(移動支援)策の充実	3-18 施設通所交通費の助成 3-19 自動車燃料費の助成 3-20 自動車改造費の助成 3-21 運転免許証取得の助成 3-22 タクシー乗車料金の助成 3-23 移動支援事業の充実
	③ コミュニケーション手段の確保	3-24 市役所へ手話通訳者の設置 3-25 手話通訳者の派遣 3-26 手話通訳者の養成 3-27 病院等への手話通訳者設置要望
	④ 当事者活動・社会参加活動の充実	3-28 当事者活動の促進
(3)地域生活支援の充実	① 福祉サービスの充実	3-29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に定めるサービスの円滑な利用促進 3-30 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3-31 障害者給食サービスの実施 3-32 入浴サービスの実施 3-33 身体障害者補助犬の啓発促進 3-34 日中一時支援事業の充実 3-35 福祉サービスを十分に利用できない人への支援の充実 3-36 ごみ及び資源の戸別収集の実施 3-37 グループホーム家賃助成の実施
	② 施設機能の充実	3-38 地域生活サポート事業の充実 3-39 地域活動支援センターの充実
	③ 多様な暮らしの場の整備	3-40 市営住宅の優先募集枠の確保 3-41 住宅設備改良費の助成 3-42 グループホーム整備運営助成 3-43 地域生活移行の促進





# 1 乳幼児から就学前までの施策

## (1) 障害の早期発見と早期療育体制の充実

### ① 障害の早期発見と早期療育体制の充実

#### 【現状と課題】

発達障害が疑われる児童は、年々増加傾向にあり、乳幼児期から適切な療育を行うことは、基本的な生活習慣の確立や自立につながります。

このため、保健・医療・福祉・教育等の連携を強化し、障害の早期発見と早期療育により、子供の障害の状態及び発達の過程・特性に十分配慮しながら、成長を支援する必要があります。

#### 《基本方針》

健康診査や統合保育・教育などの機会を通じて、一人ひとりの状況を把握できるよう、関係機関の連携や人材育成の強化などにより、障害の早期発見とその後の適切な対応が図れるよう体制の充実に努めます。

#### 〈1-1〉 母子保健事業の実施 [こども家庭支援課]

乳幼児期における発育、発達について保護者の不安に対応し、疾病及び障害等の早期発見、早期対応のため、妊産婦新生児訪問、乳幼児健康診査、経過検診、教室等の事業を実施します。

また、必要に応じて関係課及び専門機関との連携により、個別に合った支援に努めます。

現 状	乳幼児健康診査受診者数 4か月児：865人 7か月児：892人 1歳児：936人 1歳6か月児：1,020人 2歳児：998人、 3歳6か月児 1,158人 乳幼児経過検診（延べ受診者数） 146人 親子育児教室（延べ参加者数） 665人
今 後 の 方針・目標	母子保健の各事業において相談体制の充実に努めます。 関係課及び専門機関等との円滑な連携により、子どものよりよい成長を支援し、保護者の不安の軽減に努めます。

〈1-2〉 早期療育システムの充実 [障害福祉課]

障害児が早期から適切な治療、教育を受けるためのシステムを充実します。

- ア 療育相談員による相談支援の実施
- イ 保健福祉事務所、児童相談所など関係機関との連携強化
- ウ 障害児のために機能訓練及び生活訓練の実施
- エ 言葉の発達上の問題を相談、指導、訓練するため、「ことばの相談室」での支援の実施

現 状	「ことばの相談室」で、言語訓練、心理訓練、グループ訓練を実施しています。 また、保健福祉事務所、児童相談所との連携強化の一環として、保健福祉事務所、児童相談所、こども家庭支援課、及び障害福祉課で四者事務連絡会を開催しています。
今 後 の 方針・目標	障害児が、早期から適切な治療、教育を受けられるよう早期療育の充実を図ります。

〈1-3〉 療育相談の充実 [障害福祉課]

障害のある子どもが早期から適切な治療、教育を受けることができるよう、療育相談員、保健師による相談を引き続き実施します。

今後、相談業務を担う庁内関係課、関係機関との連携を密にし、一貫した円滑な療育システムの運用をコーディネートしていく機能を充実させます。

現 状	療育相談員の相談件数は、5,578件であるが、うちことばの相談室にかかる相談は、2,032件、それ以外の相談が3,546件となっています。 また、希望者やことばの相談室の利用者に配布している「はぐくみサポートファイル」に療育の内容を記録し、情報共有のために活用しています。 その中で、検診等からの紹介、児童相談所等との四者事務連絡会などにより関係機関との情報連携をし、一貫した療育を心掛けています。
今 後 の 方針・目標	相談業務を担うセクションとの緊密な連携による相談機能の充実を図ります。

〈1-4〉 統合保育・教育の実施 [障害福祉課・保育こども園課・教育指導課・教育総務課]

すべての子どもがともに学び、ともに育つ場として、必要に応じて幼稚園、認定こども園及び保育所で統合保育・教育を引き続き実施します。

現 状	<p>幼稚園巡回相談事業の実績          幼稚園 9 園の合計実施回数 44 回          年少児 24 人 年長児 30 人 合計 54 人          統合保育・教育が必要な児童を認定するため、早期療育事業推進会議を 5 回実施し、150 件の案件を検討しました。          支援を必要とする園児一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、統合保育・教育の充実に努めています。          保護者の意向を十分に配慮した上で、集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対して、巡回相談を実施します。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対しての統合保育・教育を引き続き実施します。          研修等を通じ、専門的な知識や経験を持つ保育士等の育成に努めます。</p>

〈1-5〉 児童発達支援事業の実施 [障害福祉課]

心身に発達の遅れや障害のある就学前の乳幼児の早期療育の場として、母子ともに保育や療育の体験をし、子どもへの理解とよりよい発達を促すことを目的に生活訓練及び機能訓練を引き続き実施します。

現 状	<p>【令和元年度】          児童発達支援事業所 10 箇所</p>
今 後 の 方針・目標	<p>引き続き子どもへの理解とよりよい発達を促すため、児童発達支援事業を実施します。</p>

## 2 学齢期の施策

### (1) とともに学びともに育つ教育の推進

#### ① 障害や特性に応じた教育の推進

##### 【現状と課題】

すべての子どもがそれぞれの能力を最大限に伸ばし、成長していくことができるよう、一人ひとりの個性や特性を踏まえた合理的配慮に基づく教育を行う必要があります。

このため、小・中学校の通常の学級や通級指導教室、特別支援学級、地域の教育資源である特別支援学校を含めた多様な学びの場を提供し、教育を行っています。

##### 《基本方針》

引き続き、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の充実を図ります。

#### 〈2-1〉 就学・教育相談の実施 [教育指導課]

特性に応じた適切な教育の機会を得るための就学相談、充実した学校生活を過ごすための教育相談を引き続き実施します。

現 状	【平成 30 年度】 就学相談人数 214 人 教育相談を実施
今 後 の 方針・目標	就学先でのよりよい生活の実現に向けた適切な判断が行えるように、引き続き丁寧な相談に努めます。 幼稚園から小学校、小学校から中学校への滑らかな接続ができるよう教育相談を充実させます。

〈2-2〉 特別支援教育体制の充実 [教育指導課]

特別な支援を必要とする児童生徒の状況、発達段階及び特性に応じた学びの場として、特別支援学級を引き続き設置します。

また、児童生徒の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の提供を推進するため、通級指導教室の充実に努めます。

さらに、支援教育に関わる教職員の専門性を高める研修の充実に図ります。

現 状	【平成 30 年度】	(小学校)	(中学校)
	知的障害学級	24 学級	11 学級
	肢体不自由学級	3 学級	1 学級
	自閉症・情緒障害学級	28 学級	12 学級
	病弱身体虚弱学級	4 学級	1 学級
	弱視学級	3 学級	
今 後 の 方針・目標	児童・生徒のニーズに応じた学びの場を提供できるよう、通級指導教室の充実に努めます。 教員の専門性を高める研修を充実させます。		

〈2-3〉 教育研修会の実施 [教育指導課]

教員を対象とした特別支援教育研修会を引き続き実施します。

今後は、総合教育センターの研修及び教育委員会主催の研修に加え、多くの教職員が参加できる校内研修の充実に努めます。

現 状	【平成 30 年度】	
	小中一貫特別支援教育研修会(各校)	22 回
	教育課題研修会	1 回
	特別支援学級担当者会(研修会)	2 回
	教育支援助手研修会(発達障害)	1 回
	介助員研修会(発達障害)	2 回
	通級指導教室担当者巡回相談	12 回
今 後 の 方針・目標	継続して実施し、参加拡大及び更なる充実に努めます。 現場の課題に合った研修を実施できるよう、ニーズの把握に努めます。	

〈2-4〉 学習支援事業の実施 [教育指導課]

学習支援事業の一環として、通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して大学生、大学院生支援協力者を派遣しています。

この事業を推進するに当たり、事前に臨床心理職巡回相談を実施して対象児童生徒にとって効果的な支援のあり方について助言をもらっています。

また、障害児加配がされている市立幼稚園に、年間 3 回から 5 回専門相談員を派遣して教員及び保護者への支援を実施しており、今後も、教員を対象とした巡回相談指導を実施します。

現 状	通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して東海大学、上智大学短期大学部の協力を得て、支援協力者を派遣しています。 【平成 30 年度】158 回
今 後 の 方 針 ・ 目 標	東海大学心理・社会学教室及び上智大学短期大学部サービスラーニングセンターとの連携に努めます。 子ども家庭相談担当との連携に努めます。

〈2-5〉 通級指導教室の充実 [教育指導課]

小学校通級指導教室では、言語障害、構音障害、難聴、かん黙、発達障害等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。

さらに、令和元年度には大根小学校にまなびの教室を設置する等、今後も支援の充実に努めます。

中学校通級指導教室では、渋沢中学校を拠点とし市内の 2 校を巡回し、個々の能力や特性に応じた支援を行い、学習や諸活動の中で生じる困難さや心理的な不適応を軽減、克服し、充実して過ごせるように支援を行います。

現 状	【平成 30 年度】 《ことばの教室》 末広小学校 25 人 西小学校 18 人 《まなびの教室》 本町小学校 26 人 渋沢小学校 18 人 《中学校通級指導教室（巡回型）》 渋沢中学校 16 人
今 後 の 方 針 ・ 目 標	引き続き多様なニーズに対応できる場として体制を整備します。 専門家による技術指導の場を適宜設定します。

〈2-6〉 特別支援学校等在学者福祉手当の支給 [障害福祉課]

特別支援学校などに在学している方の福祉増進を図るため支給します。

現 状	特別支援学校に在学する在宅児童の保護者に支給しています。 【令和元年度】 支給対象者数 105人
今後の方針・目標	障害者の精神的・物的な負担の軽減の一助として手当を支給します。

〈2-7〉 特別支援学級介助員等の配置・介助員研修会の実施 [教職員課]

特別支援学級に介助員を配置するとともに、障害特性が重度化、重複化する児童・生徒への支援に対応するための介助員研修会を引き続き実施します。

現 状	【平成30年度】 特別支援学級介助員 53人を配置しました。 小学校 47人 中学校 6人 介助員研修会を開催(2回)
今後の方針・目標	多様な支援ニーズを有する児童生徒の、学習の充実や安全確保の対応に必要な不可欠なため、引き続き介助員を配置します。

〈2-8〉 特別支援教育就学奨励制度の実施 [学校教育課]

特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費を援助します。

現 状	【平成30年度】 特別支援学級へ就学する児童 224人、生徒 82人を援助しました。
今後の方針・目標	引き続き特別支援教育就学奨励費を支給します。

〈2-9〉 特別支援学校との連携 [障害福祉課]

特別支援学校と福祉事業者との連携を図るため、教員と福祉事業所職員との懇談会を開催します。

現 状	特別支援学校、福祉事業所及び市が在籍児について、情報共有を行っています。 この他、必要に応じ個別ケース会議などにより連携しています。
今後の方針・目標	特別支援学校の教員と福祉事業所との懇談会を開催します。

〈2-10〉 学齡児の放課後等デイサービスの充実 [障害福祉課]

放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること等を踏まえ、単なる居場所としてだけでなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として放課後等デイサービスの充実を図ります。

現 状	【令和元年度】 放課後等デイサービス事業所 18 箇所
今 後 の 方針・目標	引き続き適切に支給決定するとともに、児童の発達支援を促進します。

〈2-11〉 特別な教育的支援推進事業の実施 [教育指導課]

特別な教育的支援の必要な児童、生徒への的確な支援を実施するために、すべての学校に校内支援委員会を設置するとともに、対象児童、生徒の個別支援計画を作成、活用するために、医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を図ります。

また、障害のある児童、生徒の個々の成長に合わせた教育の充実に努めるとともに、特別支援教育に携わる関係教職員の資質の向上に努めます。

現 状	すべての学校に校内支援委員会を設置しています。 医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を実施しています。 また、臨床心理士によるアセスメント（客観的評価）をもとにした教育相談事業を小、中学校を対象に実施しています。
今 後 の 方針・目標	校内支援委員会がイニシアチブ（主導権）をとって、特別な教育的支援の必要な児童生徒への的確な支援を実施します。 医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を努めます。 関係教職員の資質の向上及び指導の充実のために特別支援学校との連携、協力を努めます。 関係教職員の資質の向上に向けて研修会の充実を図ります。

## ② 進路の選択に結びつく教育

### 【現状と課題】

職場体験などの多様な体験活動は、将来の就労や社会参加に向けて望ましい職業観、勤労観や自己理解などを育むために、大変有意義なものです。

### 《基本方針》

地域資源の有効活用など地域との連携を図り、豊かな体験活動ができる環境の整備に努めます。

### 〈2-12〉 社会自立に向けた教育 [教育指導課]

各中学校の特別支援学級においては「作業学習」として領域、教科を合わせた指導が行われています。

将来の職業生活や社会自立を目指し、児童、生徒の働く意欲や力を培い、生活する力を高めることを意図して行われている学習です。

現 状	学校バザーで販売するなど、目的に即して農園芸、木工、織物紙工、調理などの作業学習を実施しています。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	将来の自立に向け、「作業学習」、「総合的な学習の時間」等に社会自立に向けた取り組みを意図的、計画的に取り入れ、様々な体験活動を通して職業観、勤労観、自己理解等の育成に努めます。

### 〈2-13〉 軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成 [障害福祉課]

障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を助成しています。

現 状	原則、県 1/3、市 1/3、本人 1/3 を負担 【平成 30 年度】 助成対象者 2 人 補助金額 110,878 円
今 後 の 方 針 ・ 目 標	引き続き助成制度の周知と適正な助成に努めます。

## (2) 放課後等対策の充実

### ① 放課後等の居場所の確保

#### 【現状と課題】

保護者の就労や疾病等により放課後や夏休み等に自宅で適切な保護を受けることができない児童、生徒がいます。

#### 《基本方針》

児童ホーム等で一定時間保護するとともに、集団での生活等を通じ生活指導を行うことにより児童、生徒の健全な育成を図ります。

#### 〈2-14〉 児童ホームでの受入れの実施 [こども育成課]

障害のある児童もない児童もともに放課後を安全かつ健全に過ごす場として、小学校1年生から4年生までの児童の受入れを、引き続き実施します。

現 状	支援員の加配や、研修の実施により、市内13小学校28児童ホームで受入れ体制を実施しています。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	集団生活が可能である障害児の受け入れを引き続き実施します。 研修等を通じ、支援員が障害児についての理解を深められるよう努めます。

#### 〈2-15〉 障害児の放課後等の居場所の充実 [障害福祉課]

小学生から高校生までの障害児の放課後や夏休み等に過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

現 状	放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業を適切に支給決定することにより居場所づくりを推進しています。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	引き続き適正な支給決定を実施します。

### 3 学校卒業後の施策

#### (1) 適性や能力に応じた就労支援の推進

##### ① 就労支援策の充実

###### 【現状と課題】

障害のある人が地域の中で安定した生活を送るためには、就労は非常に重要な要素の一つであります。

障害者雇用については、「障害者雇用促進法」に基づき雇用促進が図られていますが、今後もより一層の雇用の促進を図るとともに、就労の継続支援や就労を妨げる社会的障壁の除去などを推進する必要があります。

###### 《基本方針》

障害のある人の雇用拡大に向け、障害のある人が、その適性や能力に応じて働く場を選択し、就労が継続できるように努めます。

また、秦野市地域生活支援センターを中心に、「就業・生活支援センター」、「ハローワーク」、「就労移行支援事業所」及び「特別支援学校」等の関係機関と連携し、在学時からの進路選択が円滑に行われるように、また、就労後の生活支援も含めた総合的な就労支援体制を整備します。

#### 〈3-1〉 障害者を雇用する事業所への補助 [産業振興課]

障害者の雇用の安定及び促進を図るため、障害者を雇用する中小企業に補助金を交付します。

今後も引き続き本制度の周知を図るとともに、法定雇用率が達成できるよう国、県と連携しながら、中小企業に対して障害者雇用の啓発に努めます。

現 状	【平成 30 年度】 補助実績：23 社 39 人
今 後 の 方 針 ・ 目 標	引き続き制度の周知を行い、障害者雇用の啓発を図ります。

#### 〈3-2〉 障害者を雇用する事業所への施設整備費融資 [産業振興課]

障害者の雇用の安定及び促進を図ることを目的に、障害者を雇用する又は雇用しようとする中小企業者等が行う障害者の労働環境整備に必要な資金を、市が預託している金融機関を通じて融資します。

現 状	障害者が就労しやすい環境整備をするため、障害者を雇用する中小企業者に施設整備のための融資制度周知に努めています。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	より一層制度の周知を図り、利用促進に努めます。

〈3-3〉 障害者雇用促進のための啓発活動の実施 [障害福祉課・産業振興課]  
 障害者雇用促進のため、引き続き国・県等と連携し、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、効果的な啓発方法について検討します。

現 状	<p>障害者雇用の促進に向け、国、県等と連携し、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、市ホームページ等を利用して啓発に努めています。</p> <p>障害者支援懇話会就労部門において、企業雇用担当者向けの障害者雇用促進セミナーを開催しています。</p> <p>また、市内の就労系の福祉事業所などが一堂に会した福祉事業所合同説明会を令和元年5月に開催しました。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>引き続き就労支援啓発のためのセミナーや、福祉事業所合同説明会を開催します。</p>

〈3-4〉 地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）への支援 [障害福祉課]  
 障害者就労施設や作業所で作製した製品の販路拡大や仕事の受注のため、また、障害者の一般就労に向けた就労支援を行うために、市内の福祉施設が共同で設置する地域生活支援センターへの支援を引き続き行います。

現 状	<p>平成29年4月に「一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構」が設立され、同年10月に、地域での安全・安心な生活と共生社会の実現に向けた拠点として「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」を開設しました。</p> <p>「生活支援」及び「就労支援」を一体的に行うことにより障害者の支援の充実を図るとともに、就労相談員の設置を行うなど法人への支援を行っています。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>障害児者を支援する拠点としての機能を強化していきます。</p>

〈3-5〉 「秦野市ふるさとハローワーク」の利用促進等 [産業振興課・障害福祉課]

公共職業安定所の出先機関である「秦野市ふるさとハローワーク」では、職業相談員を配置し、求人、求職相談、職業紹介の実施、職業情報の提供等を行っており、市では、この利用促進を図っています。

また、公共職業安定所が実施する障害者就職面接会の後援、協力を行っており、今後も公共職業安定所等の関係機関や県の障害者仕事サポーターとより連携を強化し、雇用の促進に努めます。

現 状	<p>毎年、公共職業安定所が主催している、合同就職面接会へ協力する等、関係機関と連携するとともに、広報はだの、市ホームページで、秦野ふるさとハローワーク及び合同就職面接会の周知を図っています。</p> <p>秦野市障害者支援懇話会就労部門に公共職業安定所の雇用指導官を構成員として新たに加え、障害者の就労支援体制の充実等を図るための協議や、企業の雇用担当者向けに雇用促進セミナー等を開催しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>公共職業安定所との連携を強化します。</p>

〈3-6〉 市職員の障害者雇用 [人事課]

市職員の採用に当たり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく、障害者の法定雇用率の達成に向けて、計画的な採用に努めます。

なお、市職員の募集及び採用並びに採用後の各段階において、平等取扱いの原則及び合理的配慮指針に基づく必要な措置を行います。

現 状	<p>平成 30 年 4 月から障害者雇用率の見直し（引き上げ）が行われ、令和元年 6 月 1 日現在、本市の障害者雇用率は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規程に基づく障害者雇用率を下回っています（法定雇用率 2.5%に対し、本市の雇用率は 2.02%）。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>障害者の法定雇用率の達成に向けて、計画的な採用に努めます。</p>

〈3-7〉 障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進 [障害福祉課]

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」に基づき障害者就労施設等の提供する物品等の優先購入（調達）の推進を図ります。

現 状	毎年、調達方針を策定し、調達実績を市のホームページで公表しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き庁内に周知し、購入促進に努めます。

〈3-8〉 農福連携の取り組み [障害福祉課・農業振興課]

農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みとして農福連携の推進を図ります。

現 状	「農福連携」について検討しています。
今 後 の 方針・目標	農業分野関係機関等と連携し、農福連携の認知度の向上を図るとともに、農福連携に取り組む機会の拡大やニーズをつなぐマッチングの仕組みづくり等について検討を進めます。

## (2) 社会参加・生涯学習活動の環境整備の促進

### ① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

#### 【現状と課題】

障害のある人が地域の中で豊かな生活を送るためには、地域のスポーツや文化活動など様々な分野で活動することが非常に重要な要素の一つとなります。

そのためには、障害のある人が参加、活動しやすい環境を整備するとともに、障害のあるなしに関係なく、一緒に交流できる環境づくりを推進します。

#### 《基本方針》

引き続きいつでも、どこでも、だれもが参加、活動しやすい施設整備や事業の企画を行うとともに、指導者やボランティア等の人材育成に努めます。

#### 〈3-9〉 スポーツ大会参加者への支援 [障害福祉課]

国、県等の実施する各種スポーツ大会への参加者へ支援します。

現 状	【令和元年度】 第 13 回神奈川県障害者スポーツ大会の 7 競技に、延べ 119 人が参加しました。 第 19 回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」(10 月)に、神奈川県代表として 8 人が選ばれました。 また、大会参加者に対しては、送迎等の支援を行い、全国大会出場者には、祝い金を贈呈しました。
今 後 の 方針・目標	引き続きスポーツ大会への参加を支援します。

#### 〈3-10〉 スポーツ教室の実施支援 [スポーツ推進課]

本市スポーツ施策の実行組織である(公財)秦野市スポーツ協会が行う障害者のためのスポーツ教室を引き続き支援します。

現 状	(公財) 秦野市スポーツ協会において、障害者のための教室を継続的に開催しています。 【令和元年度】 障がい児・者親子スポーツ教室 年 11 回、延べ 154 人参加 障がい者水中運動教室 年 8 回、延べ 39 人参加
今 後 の 方針・目標	障害児・者のニーズを把握し、スポーツ教室の内容や指導方法等の調査、研究を進め、参加者の増加を図ります。

〈3-11〉 スポーツ指導者の育成支援 [スポーツ推進課]

本市スポーツ施策の実行組織である（公財）秦野市スポーツ協会が行う障害者スポーツ指導者の育成を引き続き支援します。

現 状	<p>（公財）秦野市スポーツ協会において、スポーツ指導者等の人材を育成するため、講演会やスキルアップセミナーを開催しています。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>スポーツドクター等健康指導講演会 年 1 回、58 人参加          スポーツ指導者・支援者等スキルアップセミナー 年 3 回、延べ 98 人参加          スポーツサポーター養成セミナー 年 1 回、52 人参加          3033 運動普及指導員養成講習会 年 1 回、26 人参加</p>
今 後 の 方針・目標	<p>指導充実のための調査、研究及び指導者の養成を検討します。</p>

〈3-12〉 障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及 [障害福祉課・スポーツ推進課]

障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及を引き続き推進します。今後も活動場所の提供に努めていきます。

現 状	<p>障害者と健常者がともに楽しめるスポーツイベントを（公財）秦野市スポーツ協会と連携して開催しています。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>はだのチャレンジデー2019          はだのパラスポーツフェスティバル 2019：参加者 1,102 人          基調講演：鈴木徹氏（パラリンピック陸上）          また、神奈川県スポーツ局と連携し、「かながわスポーツフェスティバルinはだの」を同日開催し、障害のあるなしに関係なく、一日を通じてスポーツを楽しむイベントを実施しました。</p> <p>車いすテニス・ニューミックス大会：20 人（車いす者及び健常者各 10 人）          第 15 回はだの丹沢水無川マラソン大会において、開会式・閉会式に手話通訳者を設置しました。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>個々の障害に応じたスポーツの普及に努めます。          障害のある人もない人もともにスポーツを楽しむ環境づくりに努めます。</p>

〈3-13〉 「ともしび秦野」の実施 [地域共生推進課・障害福祉課]

福祉をより身近なものとして広く市民に理解を求め、思いやりと助け合いの心を育て、誰もが住み良い地域社会の実現を目指し、10月の福祉推進月間に合わせて、社会福祉大会を開催しています。

地域福祉の向上に貢献されている方々への表彰や文化活動を促進するため、活動の発表の場である福祉展及び模擬店事業を関係機関の協力を得て実施します。

現 状	<p>【令和元年度】</p> <p>10月19日(土)にクアーズテック秦野カルチャーホール(文化会館)において、表彰式、障害者団体などによる福祉展、模擬店を実施しました。</p> <p>また、日本人初の走り高跳び選手として、シドニーパラリンピックを含む5大会連続入賞した、鈴木徹さんによる基調講演を行いました。</p> <p>平成29年度からは、総合体育館において、車いすバスケットボールなどパラスポーツを体験できる「はだのパラスポーツフェスティバル」を同日開催しています。</p> <p>なお、開催にあたり、手話通訳及び要約筆記のサービスを提供しました。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>福祉をより身近に感じてもらえるような事業内容にし、関係団体や会場スペースを調整しながら継続して実施していきます。</p>

〈3-14〉 図書館にともしび室の設置 [図書館]

視覚障害者のため、図書館にともしび室を引き続き設置します。

ともしび室には拡大読書器、対面朗読席、録音図書、点訳本等を設置しています。

現 状	<p>対面朗読サービスの際にともしび室を利用しています。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>対面朗読利用日数 30日</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>ともしび室の利用促進に努めます。</p> <p>対面朗読ボランティアの育成、支援を図ります。</p>

〈3-15〉 図書館の障害者サービスの推進 [図書館]

図書館利用に障害のある人への図書館サービスについて調査、研究を行い、より良いサービスを提供します。

現 状	<p>【平成 30 年度】</p> <p>障害者用の録音図書としてデイジー図書の登録を行っています。</p> <p>デイジー図書登録数 91 タイトル</p> <p>障害者用の図書資料を受入れしています。</p> <p>点訳本 17 冊</p> <p>拡大写本 8 冊</p> <p>ボランティアの協力により拡大写本の閲覧提供を行っています。</p> <p>図書館を利用するのに障害のある人たちのため、椅子の配置等の施設整備に努めています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>ボランティア等による対面朗読を推進します。</p> <p>すべての障害者等に対する新たな貸出サービスや障害者に配慮したホームページの構築について、調査、研究します。</p> <p>利用者にやさしい施設整備を進めます。</p>

〈3-16〉 たけのご学級の開催 [生涯学習課・障害福祉課]

知的障害者のための生きがいづくり、社会参加の機会を提供するための施策として、たけのご学級を引き続き実施します。

今後も、指導者、補助者、施設団体などと連携を図り、学級生の生きがいづくりの促進を図ります。

現 状	<p>原則毎月第 3 日曜日に開催。</p> <p>【平成 30 年度】11 回</p> <p>内容は、グループ活動（スポーツ・音楽・手工芸）を中心に、七夕飾り、レクレーション、中学生との交流会、クリスマス会、書き初め、運動会、お楽しみ会を実施しています。</p> <p>運営はボランティアと協働で行っています。</p> <p>また、学級生の保護者で組織している「保護者会」が、側面的に支援しています。</p> <p>学級生 40 人（延べ参加者数 334 人）。</p> <p>ボランティア登録 30 人（延べ参加者数 207 人）。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>学級生の生きがいづくりを促進します。</p> <p>集団生活の中での自主性の養成に努めます。</p>

〈3-17〉 障害者が社会参加しやすい環境整備 [障害福祉課]

障害者が参加しやすくなるようにバリアフリーを意識した事業企画を行うよう庁内に周知します。

現 状	社会福祉大会、福祉展及びパラスポーツフェスティバルを同時開催し内容の充実に努めるとともに、誰もが参加できるイベントを実施しています。 地域での理解と交流（こころのバリアフリー）を促進するため、ガイドブック「障害を知ろう」を作成し配布を行い啓発しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き誰もが参加しやすい事業の企画ができるよう、必要な支援・配慮について周知します。

## ② 外出支援(移動支援)策の充実

### 【現状と課題】

障害のある人の社会参加や社会活動圏を拡大するためには、外出するための移動手段を整備するとともに、移動支援を充実させる必要があります。

### 《基本方針》

引き続き利用しやすい移動手段を整備するとともに、移動やコミュニケーションに困難を伴う人に対して、その障害の状況等に配慮したきめ細かな支援をしていきます。

### 〈3-18〉 施設通所交通費の助成 [障害福祉課]

自立更生等を目的として職業訓練、生活訓練等をするために社会福祉施設や障害福祉サービス事業所等に通所している人に対し、本人分の交通費を助成します。

現 状	経路ごとの交通費に通所日数を乗じた額を助成 【平成 30 年度】助成対象者：279 人
今 後 の 方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

### 〈3-19〉 自動車燃料費の助成 [障害福祉課]

重度障害者が生活のために自分の所有する自動車を自ら運転する場合や18歳未満の重度障害者の保護者等が運転する場合、その運行に伴う燃料費を引き続き助成します。

現 状	【平成 30 年度】 助成対象者 405 人 【対象者】 身体障害 1、2 級 ・知的障害 A1、A2 ・精神障害 1 級 【助成額】 月額 2,000 円 ※自動車税減免者は 1,000 円
今 後 の 方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

### 〈3-20〉 自動車改造費の助成 [障害福祉課]

身体障害者が自ら所有し運転するための自動車のハンドル、アクセル等の改造に対し助成します。

現 状	【平成 30 年度】助成対象者 3 人 288,000 円
今 後 の 方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

〈3-21〉 運転免許証取得の助成 [障害福祉課]

身体障害者が運転免許証を取得する場合に助成します。

現 状	【平成 30 年度】助成対象者 1 人 100,000 円
今 後 の 方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

〈3-22〉 タクシー乗車料金の助成 [障害福祉課]

重度障害者、難病患者等、寝たきり高齢者登録者の社会参加等を促進するため、タクシーの乗車料金の助成をします。

現 状	<p>【平成 30 年度】 助成対象者 1872 人</p> <table border="0"> <tr> <td>【対象者】</td> <td>【助成額】</td> </tr> <tr> <td>身体障害 1、2 級</td> <td>1 月 500 円券×4 枚</td> </tr> <tr> <td>知的障害 A1、A2</td> <td>透析は 1 月 500 円券×6 枚</td> </tr> <tr> <td>精神障害 1 級</td> <td>特別障害者手当受給者は、1 月 500 円券×8 枚</td> </tr> <tr> <td>難病患者等</td> <td>※自動車税減免者は半分</td> </tr> <tr> <td>寝たきり高齢者</td> <td></td> </tr> </table>	【対象者】	【助成額】	身体障害 1、2 級	1 月 500 円券×4 枚	知的障害 A1、A2	透析は 1 月 500 円券×6 枚	精神障害 1 級	特別障害者手当受給者は、1 月 500 円券×8 枚	難病患者等	※自動車税減免者は半分	寝たきり高齢者	
【対象者】	【助成額】												
身体障害 1、2 級	1 月 500 円券×4 枚												
知的障害 A1、A2	透析は 1 月 500 円券×6 枚												
精神障害 1 級	特別障害者手当受給者は、1 月 500 円券×8 枚												
難病患者等	※自動車税減免者は半分												
寝たきり高齢者													
今 後 の 方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。												

〈3-23〉 移動支援事業の充実 [障害福祉課]

重度身体障害者や視覚障害者の外出を援助するため、ボランティア輸送を行う団体に対して委託事業を実施します。

現 状	<p>屋外での移動に困難がある障害児・者に対して、外出のための付添いヘルパーを派遣し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図っています。</p> <p>【平成 30 年度】 実利用人数 217 人 延べ利用時間数 12,236 時間</p>
今 後 の 方針・目標	サービスの充実とサービス提供事業所の拡大を図ります。

### ③ コミュニケーション手段の確保

#### 【現状と課題】

聴覚障害者は、情報の収集及び利用などに大きな支障があるため、地域の中で安定した生活を送るためには、コミュニケーション手段の確保が必要になります。

また、「遠隔手話通訳サービス」「電話リレーサービス」などの新たなサービスについて先進事例を検討します。

#### 《基本方針》

聴覚障害者が外出する際の手話通訳者派遣を引き続き実施するとともに、不足している手話通訳者の養成を推進します。

#### 〈3-24〉 市役所へ手話通訳者の設置 [障害福祉課]

聴覚障害者の相談、手続き等の通訳のため、市役所における手話通訳者を設置します。

現 状	平成 30 年度から手話通訳士の国家資格を有する特定職員を雇用し、週 3 日、月水金の午前 9 時から午後 4 時まで手話通訳者を設置しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き手話通訳者を設置し、聴覚障害者の相談や手続等の支援を図ります。

#### 〈3-25〉 手話通訳者の派遣 [障害福祉課]

聴覚障害者からの申請により、手話通訳者を派遣します。

現 状	【平成 30 年度】 派遣件数：226 件（延べ 258 人） 市へ登録している手話通訳者：12 人
今 後 の 方針・目標	聴覚障害者のニーズを把握し、引き続き要望に合った派遣ができるよう努めます。

〈3-26〉 手話通訳者の養成 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、手話通訳者の養成を推進します。

また、手話通訳を必要とする市内の聴覚障害者数に対して、登録している手話通訳者だけでは対応が困難なケースもあることから、手話通訳者養成講座等を通じて手話通訳者の増加及びスキルアップを図ります。

現 状	【令和元年度】 手話奉仕員養成事業：延べ 37 回 手話通訳者（士）養成事業：20 回
今 後 の 方針・目標	引き続き手話通訳者の養成を推進します。

〈3-27〉 病院等への手話通訳者設置要望 [障害福祉課]

病院等の公的機関への手話通訳者の設置要望については、聴覚障害者協会等を通してニーズを把握し、対応を検討します。

現 状	聴覚障害者からの手話通訳者派遣申請を受けて、手話通訳者の派遣を実施しています。
今 後 の 方針・目標	聴覚障害者等のニーズを把握し、手話通訳者設置要望を検討します。

#### ④ 当事者活動・社会参加活動の充実

##### 【現状と課題】

障害者団体等の育成を図るためには、当事者活動への支援が必要です。

##### 《基本方針》

障害のある人自らが主体的に動き、参加し、主張していくという取り組みを推進するため必要な支援方法を検討し、支援をしていきます。

#### 〈3-28〉 当事者活動の促進 [障害福祉課]

障害者の社会参加と自己実現を図るため、障害者団体等の当事者活動を促進し、社会参加の拡大を図ります。

現 状	公共施設等の清掃ボランティア等を行う障害者本人の会に本人活動支援事業を実施しています。
今 後 の 方針・目標	支援方法を検討し、引き続き当事者活動を促進します。

### (3) 地域生活支援の充実

#### ① 福祉サービスの充実

##### 【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で自分らしい生活を送るためには、個々の状況に応じた多様な支援が必要となります。

障害者総合支援法では、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みですが、利用者が適切にサービスを利用することができるよう、相談体制、情報提供の充実を図る必要があります。

##### 《基本方針》

利用者本位の考え方にに基づき、市民一人ひとりの多様なニーズに応えられる地域生活体制を整備し、サービスの量的・質的な充実に努めます。

その際には、本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、サービス供給の担い手の拡大を図るなど、個々の状況に適したサービスの選択ができる体制を整備します。

また、一人ひとりの生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアマネジメント体制の構築を図ります。

#### 〈3-29〉 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に定めるサービスの円滑な利用促進 [障害福祉課]

障害者総合支援法では、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みであり、利用にあたっては、適切な情報の取得や、一人ひとりの状況を踏まえた相談が大切になります。

このため、相談支援体制の充実を目的として、基幹相談支援センター相談支援事業者と緊密に連携を取りながら、情報提供・相談体制の充実に努めます。

現 状	<p>基幹相談支援センター主催により、相談支援事業者等への研修を実施する等、相談支援体制の充実に努めています。</p> <p>相談支援専門員とサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者等とのネットワーク構築のための会議等を実施しています。</p> <p>【令和元年度】相談支援事業所数 16 箇所 サービス必要量を確保するための整備を進めました。 一人ひとりのニーズに合ったサービス提供に努めました。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>相談支援事業者の研修等を実施し、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>引き続き障害福祉計画で見込んだサービス必要量を確保するための提供基盤の整備を進めます。</p> <p>利用者に対する情報提供、相談体制の充実に努め、一人ひとりのニーズに合ったサービス提供に努めます。</p>

〈3-30〉 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [障害福祉課]  
 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムを構築する必要があります。

現 状	協議の場の設置に向けて検討しています。
今 後 の 方針・目標	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場を令和2年度末までに設置します。 また、精神障害への理解を深める普及啓発を実施します。

〈3-31〉 障害者給食サービスの実施 [障害福祉課]  
 日常の食生活に支障がある在宅障害者に定期的に食事を配達する給食サービスを実施し、安否確認や食生活の改善・健康増進を図ります。

現 状	【平成30年度】 利用者数：8人 精神障害者 5人 身体障害者 2人 知的障害者 1人
今 後 の 方針・目標	引き続き適正な給食サービスを実施します。

〈3-32〉 入浴サービスの実施 [障害福祉課]  
 家庭での入浴が困難な障害者に対して入浴車等により入浴を行うサービスを実施します。  
 今後は、利用者の重度化傾向及び介護家族不在の利用者が増えることと予想されることから、サービス提供回数の適正化を図ります。

現 状	在宅介護の負担軽減のため、家庭での入浴が困難な寝たきり状態にある重度身体障害者に対し、定期的に入浴サービスを実施しています。 【平成30年度】 施設入浴 57回（実人数2人） 訪問入浴 1,024回（実人数12人） 計 1,081回（実人数14人）
今 後 の 方針・目標	入浴サービスの適正化を図ります。

〈3-33〉 身体障害者補助犬の啓発促進 [障害福祉課]

公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する施設（飲食店、デパート、宿泊施設など）において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律や補助犬の周知等に努めます。

現 状	市ホームページで法律の内容や補助犬の種類、役割、補助犬マークなどを紹介するとともに周知に努めています。
今 後 の 方針・目標	障害者週間やイベントなどを活用し、広く市民や事業者の理解が深まるよう啓発を図ります。

〈3-34〉 日中一時支援事業の充実 [障害福祉課]

福祉施設等における日中一時支援により、障害児・者の活動場所を確保し、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な休息を図る事業として実施しています。

現 状	家族の就労支援及び一時的な休息を図るため、障害児・者の活動場所を確保し、障害児・者の日中活動を支援しています。 【平成 30 年度】 実利用者 292 人 延べ利用回数 12,159 回
今 後 の 方針・目標	サービスの充実とサービス提供事業所の拡大を図ります。

〈3-35〉 福祉サービスを十分に利用できない人への支援の充実 [障害福祉課]

発達障害など福祉サービスを十分に利用できない人に対し、一人ひとりの日常生活に必要なサービスの充実に努めます。

現 状	日中一時支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業を提供し、地域活動を支援しています。 安定した方については、訓練等給付費を支給決定し、安定した通所生活が図れるよう支援しています。
今 後 の 方針・目標	一人ひとりへの支援の充実に努めます。

〈3-36〉 ごみ及び資源の戸別収集の実施 [環境資源対策課]

ごみ及び資源を収集場所まで出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、ごみ及び資源の戸別収集を実施し、市民サービス及び福祉の向上を図ります。

現 状	ほほえみ収集（高齢者等ごみ戸別収集）を実施しています。 毎週月曜日・木曜日又は火曜日・金曜日回収 【平成 30 年度】 実施世帯数：141 世帯
今 後 の 方針・目標	引き続き実施します。

〈3-37〉 グループホーム家賃助成の実施 [障害福祉課]

障害者の施設から地域への移行の受け皿としてのグループホームの入居者が地域における生活の場として安心して生きがいを持った生活を送ることができるよう、家賃の一部を助成し地域での自立した生活を支援します。

現 状	【平成 30 年度】 助成対象者 126 人 地域移行の促進のため、グループホームも整備され、助成対象者が増加しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

## ② 施設機能の充実

### 【現状と課題】

福祉施設は、障害者の暮らしを支えるうえで重要な役割を果たしています。

重度・重複障害者などにとっての「住まいの場」としてだけでなく、施設のもつ専門的なノウハウや人材を生かし、障害者の自立及び社会参加、介護者のレスパイト等、地域社会へのサービス提供機能が求められています。

### 《基本方針》

地域で生活する障害者やその家族の暮らしを支えるため、家族を含む障害者一人ひとりの多様なニーズに応じた地域生活移行支援及び障害者理解の促進を推進する地域福祉の拠点としての施設機能の充実を図ります。

### 〈3-38〉 地域生活サポート事業の充実 [障害福祉課]

障害福祉施設を運営する社会福祉法人等が障害者の地域生活を支え、障害者の地域生活移行の促進を図るために実施する事業について、神奈川県市町村障害者福祉事業推進補助金事業の規定に基づき、その事業に要する費用の一部を助成し、施設機能の充実を図ります。

現 状	地域サポート事業への補助を実施しています。 【令和元年度】 補助対象法人：16 法人
今 後 の 方針・目標	神奈川県の交付金を活用して引き続き事業を実施します。

〈3-39〉 地域活動支援センターの充実 [障害福祉課]

在宅の障害者等が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

また、専門職員を配置し、医療・保健及び地域の社会基盤との連携強化等を図ります。

<p>現 状</p>	<p>秦野市障害者地域活動支援センターひまわり（Ⅲ型）及び秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの（Ⅰ型）に事業を委託し、身体・知的・精神障害者等の居場所づくりや日常生活での困りごとを相談できる機会を提供し、地域社会との交流促進を図っています。</p> <p>また、障害に対する理解促進を図るための普及啓発なども行っています。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>ひまわり（Ⅲ型） 通所者数 9 人、延べ利用者数 1,509 人</p> <p>ぱれっと・はだの（Ⅰ型） 相談支援 実相談者数 579 人、延べ相談者数 1,695 人 フリースペース 登録者数 61 人、延べ利用者数 1,140 人 ピア活動普及啓発事業・地域交流事業 実施回数 16 回 131 人</p>
<p>今 後 の 方 針 ・ 目 標</p>	<p>障害者の地域生活支援を促進するため、ひまわり及びぱれっと・はだのに地域活動支援事業の委託を継続し、地域活動支援センターの周知及び運営支援により、機能の充実強化を図ります。</p>

### ③ 多様な暮らしの場の整備

#### 【現状と課題】

入所施設等の生活から地域での生活に移行し、安心して暮らしていくためには、地域での住まいの確保と個々の障害の特性に応じた住宅設備等の居住環境を整える必要があります。

#### 《基本方針》

生活スタイルに合わせた自分らしい暮らし方が選べるよう、個々の状況に適した居住環境を提供できるよう支援を進めていきます。

#### 〈3-40〉 市営住宅の優先募集枠の確保 [交通住宅課]

市営住宅の入居募集にあたり、障害者等の優先的入居を引き続き推進します。

現 状	【平成 30 年度】 車いす対応住戸の募集を実施。入居申込みなし。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	既存の市営住宅に空きが生じた場合などに入居者募集を行う際には、関係課と調整を図りながら、障害者等の優先的入居を引き続き推進します。

#### 〈3-41〉 住宅設備改良費の助成 [障害福祉課]

重度身体障害者や知的障害者が、障害に適するよう住宅設備を改造する場合に助成します。

現 状	【平成 30 年度】 4 人 1,645,458 円
今 後 の 方 針 ・ 目 標	引き続き適正な助成を図ります。

#### 〈3-42〉 グループホーム整備運営助成 [障害福祉課]

知的、精神障害者が自立のため、就労をしながら社会生活の訓練を受けるための場として、専任の世話人の協力により共同で生活をするグループホームの整備、運営に対して助成します。

現 状	グループホーム開設に必要な家屋改修費や備品経費について、神奈川県補助制度を活用し助成しています。 【平成 30 年度】 助成件数 1 件
今 後 の 方 針 ・ 目 標	神奈川県制度を活用して引き続き適正な助成を図ります。

〈3-43〉 地域生活移行の促進 [障害福祉課]

障害者の地域生活移行の推進を図るため、住宅入居に関する支援事業の実施体制づくりに努めます。

現 状	地域移行や地域定着についての相談を実施しています。
今 後 の 方針・目標	住宅を確保するのが難しい方への支援について検討します。

## 4 高齢期の施策

### (1) 障害者分野施策と高齢者分野施策の連携

#### ① 高齢障害者に対する一体的なサービスの提供

##### 【現状と課題】

身体障害者手帳所持者の高齢化が進んでおり、障害者分野と高齢者分野が連携した施策の一体的・包括的なサービスの提供が必要です。

##### 《基本方針》

サービスを必要とする高齢障害者が、障害者分野と高齢者分野の施策の中から、適切なサービスを利用できるよう、相談・情報提供の充実を図り、利用者支援に努めます。

#### 〈4-1〉 介護保険制度への円滑な移行 [障害福祉課・高齢介護課]

障害者自立支援制度と介護保険制度とで共通する在宅介護サービスについては、介護保険制度から保険給付を受けることが基本となるため、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者については、障害者総合支援法の制度から介護保険制度によるサービス利用へ円滑に移行できるよう努めています。

今後も引き続き国等の動向を注視しながら、必要な人に必要な福祉・介護サービスを提供できる制度の確保及び各種取り組みを推進するとともに、利用者への情報提供等に努めます。

現 状	それぞれの制度を理解するための研修会を実施するなど制度間での連携を図り、円滑に移行できるよう努めています。 また、障害者の心身の状況等により個別に様々なケースが考えられることから、一律に介護保険法に基づくサービスに移行するのではなく、介護支援専門員（ケアマネージャー）、相談支援専門員等と連携し利用者本人の意向や状態像などを把握した上でサービス等の支給を行うなど、適切なサービス等の支給に向け支援を行っています。
今 後 の 方針・目標	引き続き連携を図ります。

〈4-2〉 障害者施策・高齢者施策の連携 [障害福祉課・高齢介護課]

高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて必要なサービスを適切に利用できるよう、障害福祉課と高齢介護課の連携による相談・情報提供体制の充実を図ります。

現 状	相談支援事業所と介護支援専門員の合同研修会への支援を行い、互いの業務内容の理解の促進に努めています。 障害福祉課と高齢介護課の連携により相談・情報提供体制を強化しました。
今 後 の 方針・目標	引き続き連携して相談、情報提供を行います。

## 5 生涯にわたっての施策

### (1) すべての人にやさしいまちづくりの推進

#### ① 建築物等のバリアフリー化

##### 【現状と課題】

バリアフリー新法や県、市のバリアフリーに関する条例等の適用などにより、公共交通機関や公共施設等の建築物のバリアフリー化は着実に進んでいますが、引き続きバリアフリー化を推進する必要があります。

##### 《基本方針》

障害のある人が、自分の意志で安心して自由に行動できるよう「秦野市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、誰にもやさしいまちづくりを推進します。

#### 〈5-1〉 法律・条例・要綱の周知によるバリアフリー化 [地域安全課・建設総務課・建設管理課・建築指導課]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の趣旨や内容を周知し、民間建築物を含め障害者等の自由な社会生活を達成するため快適に暮らせるまちづくりを促進します。

また、「秦野市交通バリアフリー基本構想」に基づく整備を併せて促進します。

現 状	窓口やホームページを通じて法や条例等の周知や指導を行っています。
今 後 の 方針・目標	今後も引き続き法や条例等による指導を行います。 また、未完成の事業については、基本構想に基づく整備を促進します。

〈5-2〉 交通バリアフリー特定事業計画の推進 [地域安全課・生活環境課・建設総務課・建設管理課]

平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる交通バリアフリー法が施行され、初めて法的な拘束力に基づいた施設整備が実施されるようになりました。

本市では、この法律に基づき、すべての人が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性を向上させるため、市民及び関係機関の協力のもとに、平成 14 年 3 月に「秦野市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

この基本構想に基づき、小田急線市内 4 駅とその周辺道路、駅前広場、信号機等について重点的かつ一体的に交通バリアフリー化を進めます。

現 状	鶴巻温泉駅南口広場、県道立体横断施設、南口橋上改札口及び駅施設の整備が完了しました。 特定道路については、整備済です。 東海大学前駅北口については、駅への垂直移動施設の整備促進を除き、その他については実施済です。
今 後 の 方針・目標	未整備事業の早期実現を目指します。

〈5-3〉 歩道の整備 [地域安全課・道路整備課]

歩行者が安全に移動できるよう、歩道幅員が 2m 以上の歩道の整備に取り組みます。

また、「秦野市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、重点整備地区に指定した小田急線市内 4 駅周辺を中心に、車いす利用者が相互にすれ違いできる広い歩道の整備等を進めます。

現 状	【令和元年度】 歩道の設置 L = 90m
今 後 の 方針・目標	市道 9 号線の市道 8 号線交差点部から東海大学前駅北口までの歩道の設置については、令和 5 年の完成を目指します。 バリアフリー及びユニバーサルデザインに対応した整備とします。

〈5-4〉 駅前広場の整備 [地域安全課]

潤いのある生活や歩行者の安全等のため、駅前広場の整備に取り組みます。

現 状	鶴巻温泉駅南口広場の完成
今 後 の 方針・目標	東海大学前駅北口広場：案内設備を設置します。

〈5-5〉 都市公園の整備 [公園課・都市整備課]

都市空間の確保と快適な生活環境を実現するため、都市公園の整備に取り組みます。

現 状	こもれびの里公園、かみがわら東公園、今泉あらい湧水公園、しんちょう南公園、いまがわちょう南公園を開設しました。(市民一人当たり面積 6.4 m <sup>2</sup> )
今後の方針・目標	秦野市都市公園条例で市民一人あたりの都市公園面積を 10 m <sup>2</sup> としていますが、第 5 期の目標として市民一人あたりの都市公園面積が 6.61 m <sup>2</sup> 以上になるよう努めます。

〈5-6〉 公共的施設のバリアフリー化の推進 [建築指導課]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の趣旨や内容を周知し、民間建築物を含め障害者等の自由な社会生活を達成するため快適に暮らせるまちづくりを促進します。

現 状	窓口やホームページを通じて法や条例等の周知や指導を行っています。
今後の方針・目標	今後も引き続き法や条例等による指導を行います。

〈5-7〉 駅の垂直移動施設の整備促進 [地域安全課・道路整備課]

身体障害者のため、歩道から東海大学前駅北口の駅舎へ垂直移動施設の設置に取り組みます。

現 状	垂直移動施設の整備に向けた詳細設計を行いました。
今後の方針・目標	東海大学前駅北口の歩道から駅舎へ向け、令和 3 年度までにエレベーターの設置を目指します。

〈5-8〉 音声式信号機の設置要望 [障害福祉課]

視覚障害者のための音声式信号機の設置を公安委員会に要望します。

現 状	現在、21 箇所に設置済です。
今後の方針・目標	視覚障害者のニーズを把握し、必要な設置箇所を検討します。

## ② 移動環境の整備

### 【現状と課題】

障害のある人もない人も誰でも安全に利用できる環境を整備するため、駅舎へのエレベーターの設置やノンステップバスの導入を推進してきました。

誰もが活動の場を広げ、社会参加ができる社会にするためには、公共交通機関の使いやすさ、分かりやすさが重要です。

### 《基本方針》

引き続き安全で身体的な負担の少ない方法で、自由に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共交通事業者に働きかけを行っていきます。

### 〈5-9〉 高齢者・障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備 [交通住宅課]

公共交通（鉄道、バス、タクシー）は、移動制約者の重要な交通手段となっています。

そのため、高齢者や障害者の社会参加の機会を増やし、すべての人が健康で文化的な生活が送れるよう、公共交通事業者を利用環境の整備について働きかけを行っていきます。

現 状	<p>ノンステップバス購入費用を一部助成し導入を促進しています。</p> <p>【平成 30 年度】導入台数 8 台（うち市補助は 3 台）</p> <p>累計導入台数 42 台/110 台：（平成 30 年度末）、導入率 38.2%</p> <p>タクシー事業者によるユニバーサルデザインタクシーの導入を促進しています。（6 台）</p>
今 後 の 方針・目標	<p>公共交通事業者と協働して、やさしい公共交通利用環境の整備に取り組みます。</p> <p>「小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する連携協定」に基づき、鉄道駅におけるホームドア整備の検討など、ホームの安全性向上に関して、小田急電鉄株式会社とともに連携・協力し、取り組みます。</p>

### 〈5-10〉 誰でも利用しやすい、わかりやすいバス交通の実現 [交通住宅課]

ユニバーサルデザインの観点から、使いやすさ、分かりやすさなど、利便性向上を図るため、バス利用環境の改善に取り組んでいきます。

現 状	<p>曾屋弘法路線において、地域及びバス事業者と協議して、平成 30 年 6 月から日中時間帯の運行便数を試行的に増便(4 便)しました。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>バス事業者と協働して、バス利用の利便性向上を図ります。</p>

### ③ 理解と交流の促進(こころのバリアフリーの促進)

#### 【現状と課題】

障害者に対して、障害を理由とする差別の解消を目的に平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

障害者の差別解消を推進するためには、市民一人ひとりが、障害への理解を深め障害者への必要な支援が求められています。

#### 《基本方針》

障害がある人もない人も、すべての人が一人の人間として尊重され、お互いに理解し合い協力し合えるよう、啓発・広報活動を推進し、こころのバリアフリー化を促進します。

#### 〈5-11〉 障害者週間を契機とした障害者等への理解の啓発 [障害福祉課]

「障害者週間(毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間)」を契機とし、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための啓発活動を引き続き実施します。

現 状	障害者への理解を深めるため、秦野市立さかえちよう公園で、市内の障害者施設や地元の商店街及び自治会が共同作成したイルミネーションを点灯展示する「大道イルミネーションフェスティバル」を開催しています。
今 後 の 方針・目標	啓発事業の更なる周知を図り、障害者への理解を深めます。

#### 〈5-12〉 こころのバリアフリー普及啓発の充実 [障害福祉課]

障害者に対する「心の壁」を除くため、「広報はだの」等の広報紙を活用するなど、市民の障害者への理解が深まるよう努めます。

特に、精神障害者への理解が深まるよう広報啓発活動を充実します。

現 状	【平成 30 年度】 精神障害者自身が体験発表を行う地域交流事業 16 回
今 後 の 方針・目標	障害を理由とする差別の解消に取り組みます。 市職員に対する障害等の理解を促進するため、市職員の新人研修を実施します。 また、津久井やまゆり事件を受け、神奈川県が平成 28 年 10 月に制定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及に努めます。

〈5-13〉 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによる交通と一体となったまちづくりの検討・推進 [まちづくり計画課]

医療・福祉・商業等の生活に必要な機能を、地域の特性を考慮して設定する拠点周辺に誘導し、交通ネットワークによりその拠点間の連携を図る「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによるまちづくりを検討し、安心して快適な生活環境の形成の推進を図ります。

現 状	秦野市立地適正化計画を策定。
今後の方針・目標	策定及び公表後は、コンパクトシティの実現に向け、取り組みを検討及び推進します。

〈5-14〉 ふれあい教育の実施 [教育指導課]

児童、生徒が人や自然とのふれあいを通して、互いに助け合って生きることを大切にする意識や態度を育て、人権を尊重する生き方や思いやりの心情を培うため、体験学習の場としてふれあい教育活動事業を実施します。

現 状	<p>小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街の人々との交流(職場体験)</li> <li>・ キャンプ(自然との交流)</li> <li>・ 幼稚園との交流</li> <li>・ 収穫祭(地域、自然との交流)</li> <li>・ 高齢者との交流</li> </ul> <p>中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場体験</li> <li>・ 収穫祭(地域、自然との交流)</li> <li>・ 幼稚園との交流</li> <li>・ 障害施設との交流</li> <li>・ 保育園との交流</li> </ul>
今後の方針・目標	引き続き実施し、児童生徒に人権を尊重する生き方や思いやりの心を育むことができるよう取り組みます。

〈5-15〉 福祉教育の実施 [教育指導課]

小、中学校において、福祉講演会や車いすの取扱い方、手話、点字等についての初歩的技術の習得やボランティア活動を行うなど、障害者への理解を深めるための福祉教育を社会福祉協議会と連携を取って実施します。

現 状	<p>小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字教室 ・盲導犬教室 ・手話教室 ・車いす体験</li> <li>・障害者の方々とのまち探検</li> <li>・高齢者との交流(ふれあい給食)</li> </ul> <p>中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者介護施設訪問 ・障害者施設訪問</li> <li>・精神障害者施設との交流 ・点字講習会</li> <li>・車いす講習会 ・手話講習会</li> <li>・高齢者体験 ・アイマスク体験</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<p>児童、生徒の「福祉の心」を育むことができるよう、引き続き実施します。</p> <p>福祉教育について協力していただく団体については、活動の目的に合ったものとなるよう検討していきます。</p>

〈5-16〉 地域との連携 [地域共生推進課]

市民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を推進していきます。

現 状	<p>社会福祉協議会において、地域住民の交流を図り、福祉活動を推進するための「地区の活動拠点」を7地区中3地区に整備し、運営支援を行っています。</p> <p>また、まちの居場所づくり講座や地域活動コアメンバー発掘講座、各種ボランティア養成講座を通年で開催しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>秦野市地域福祉計画に基づき、誰もが安心して暮らせるよう、やさしいまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉担い手の育成</li> <li>・ボランティアの育成と活動支援</li> <li>・様々な担い手の連携体制の構築</li> <li>・活動拠点の整備</li> </ul>

#### ④ ボランティア活動の充実

##### 【現状と課題】

障害のある人が地域で自分らしい生活を送るためには、日常生活を支援するボランティアの活動が必要になります。

そのため、数多くのボランティア団体を一箇所に統括し、効率的な対応が図れるよう、その活動拠点となる「市民活動サポートセンター」をボランティア団体の連絡機能を有する秦野保健福祉センターに移転し、社会福祉協議会やボランティア団体相互の連携を強化しました。

##### 《基本方針》

ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、その活動の充実が図れるよう、引き続き市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

#### 〈5-17〉 社会福祉協議会への助成を通して育成・支援 [地域共生推進課]

秦野市社会福祉協議会への助成を通して、ボランティアの育成、支援を引き続き実施します。

現 状	<p>地域福祉を推進する市社会福祉協議会に対し、組織の機能が十分に発揮できるように人件費の安定的な助成を実施しています。</p> <p>社会福祉協議会がボランティアの相談窓口として、活動紹介及び派遣調整を行い、併せてボランティア団体等に対して助成を行っています。</p> <p>【平成 30 年度】 社会福祉協議会登録数（個人）175 人（団体）110 グループ</p>
今 後 の 方針・目標	<p>様々な分野のボランティア団体との連携強化による、ボランティアの育成と活動を支援します。</p> <p>行政、市民、社協、福祉関係機関等が一体となり、市民一人ひとりが地域社会の一員としてお互いに尊重され、ともに支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。</p>

#### 〈5-18〉 中学生ボランティア体験学習の実施 [教育指導課]

中学生ボランティア体験学習を社会福祉協議会と連携を取って実施します。

現 状	<p>総合的な学習の時間や特別活動に位置づけ、施設訪問や清掃活動等のボランティア活動を実施しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>介護やふれあい活動などの体験活動を引き続き実施します。</p>

〈5-19〉 手話教室の実施 [障害福祉課]

聴覚や発語に障害がある人とそうでない人が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に向けて、手話の普及等を進めるため、手話通訳者の養成及びスキルアップを図ります。

現 状	【令和元年度】 手話奉仕員養成講座：延べ 37 回 手話通訳者（士）養成講座：20 回
今 後 の 方針・目標	事業を継続して実施するとともに、養成講座修了者の手話通訳者への登録の奨励に努めます。

## (2) 自己実現を支える相談支援の推進

### ① 相談・情報提供体制の整備

#### 【現状と課題】

障害のある人やその家族が抱える問題は様々です。

このような様々な問題についての相談や必要な情報提供を行う体制を整備することは、地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なものです。

#### 《基本方針》

障害のある人やその家族がいつでも安心して、気軽に利用できる、また、適切なサービスが利用できるよう、相談体制・情報提供のしくみづくりを進めます。

また、基幹相談支援センターを中心に、市内相談支援事業所や地域高齢者支援センターと連携を図り、相談支援における総合的・横断的な解決を目指します。

#### 〈5-20〉 相談支援体制の充実 [障害福祉課]

障害のある人やその家族が抱える問題について、身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けられることができる体制を整備するため、障害福祉なんでも相談室とともに、平成 24 年度から相談支援等に関する市域の中心的役割を担う機関として設置した「基幹相談支援センター」で相談支援の実施を行っています。

現 状	【平成 30 年度】 相談実績 2,347 件
今 後 の 方針・目標	身近なところで相談支援や情報提供が受けられるよう体制の充実を図ります。

#### 〈5-21〉 広報はだの等による情報提供 [障害福祉課]

「広報はだの」で障害に関する情報を掲載、障害別に障害福祉サービスや手当等の情報を記載した「障害福祉制度ガイドブック」を手帳交付時等や窓口に来られた希望者に配布することをおして障害者のための情報提供を引き続き実施します。

現 状	「広報はだの」で障害者を対象とした催し物や申請案内等掲載しています。 ガイドブックでは障害者制度等について掲載し、新規手帳取得者や希望者に配布しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き障害者のための情報をわかりやすく提供します。

- 〈5-22〉 点字広報・声の広報等の発行 [広報広聴課・議事政策課]  
 視覚障害者のため、点字広報、声の広報（CD版）を引き続き発行し、声の広報インターネット版の配信も継続します。  
 また、点字と音声による議会だよりの作成と配布も引き続き行います。

現 状	<p>赤十字奉仕団の協力により、点字広報、声の広報に加えて、拡大版の広報を毎号発行しています。</p> <p>【内訳】</p> <p>広報はだの発行回数：年 23 回</p> <p>点字広報各号 8 部、声の広報各号 26 枚、拡大版各号 13 部</p> <p>点字議会だより、CD 版議会だよりを発行しています。</p> <p>議会だより第 231 号（平成 31 年 2 月 17 日発行）から声の議会だよりをホームページ上に公開しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>引き続き点字広報・声の広報・拡大版を発行するとともに、声の広報については市ホームページでの配信も継続します。</p> <p>引き続き点字議会だより、CD 版議会だよりを発行し、ホームページ上に声の議会だよりを公開します。</p>

- 〈5-23〉 市ホームページにおけるアクセシビリティの向上 [広報広聴課]  
 誰もが情報を得やすい「アクセシビリティ」を向上させるため、ページの構造を簡素化し、使用文字の統一、分かりやすい表現による情報提供を推進します。

現 状	<p>ホームページ作成支援ソフトを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの提供に努めています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>アクセシビリティの意識を高めるよう、マニュアルの活用や職員研修の改善などにより、職員一人ひとりへの意識啓発・基礎知識の習得を図ります。</p> <p>各ページの修正は、ページの作成者に個別に指導します。</p>

- 〈5-24〉 点字・声による情報提供の充実 [障害福祉課]  
 視覚障害者のため、点字や声による情報提供の充実を図ります。

現 状	<p>【平成 30 年度】</p> <p>点字広報等発行业業：年 23 回、各号 8 部</p> <p>音声広報等発行业業：年 23 回、31 本</p>
今 後 の 方針・目標	<p>引き続き点字や声による情報を提供します。</p>

〈5-25〉 障害者のための情報提供 [広報広聴課・障害福祉課]

障害者のため、理解しやすい表現等による情報提供を推進します。

現 状	障害のある人でも理解しやすい表現や方法による情報提供に努めています。
今 後 の 方針・目標	関係機関と連携しての情報提供を実施します。 色覚異常のある人への対応を検討し、実施します。 「ぱれっと・はだの」や公民館等、関係機関と連携しての情報提供を実施します。

〈5-26〉 ピアサポート体制の充実 [障害福祉課]

精神障害のある人自身が自らの体験に基づいて、同じ障害のある人の相談に応じる相談体制（ピアサポート体制）の充実を図ります。

現 状	<p>ピア相談会（月 1 回） ピア学習会を修了したピアサポーターによる相談会を実施しています。</p> <p>ピアのつどい（月 1 回） ピア学習会を修了したピアサポーターが活動報告や今後の活動予定など、毎月話し合っています。</p> <p>ピア学習会（年 6 回） ピアサポーターとして活動するために必要な病気の理解や薬の知識等の内容の学習会を実施し、ピアサポーターとして活動できる人に登録をしてもらっています。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>ピア相談会 実施回数 12 回、相談件数 5 件、ピアサポーター活動延べ人数 24 人</p> <p>ピアのつどい 実施回数 12 回、延べ参加者数 30 人</p> <p>ピア学習会 実施回数 6 回、延べ参加者数 23 人、 ピアサポーター新規登録者 3 人</p>
今 後 の 方針・目標	障害者及びその家族が行うピアサポート活動の更なる周知と拡充に努めます。

〈5-27〉 在宅福祉サービス相談の実施 [障害福祉課]

在宅福祉サービスの相談を引き続き実施し、複雑化する相談内容に的確に対応できるよう人材確保や研修に努めます。

現 状	<p>一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構の基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所との連携を図り、自立支援協議会の相談部会の意見を聴きながら、体制の充実を図っています。</p> <p>また、毎月、基幹相談支援センターが開催している「秦野市相談支援事業所等連絡会」にて、市内の相談支援状況等を共有しています。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>障害福祉サービス等を利用するすべての利用者へサービス等利用計画等の作成を目指し、質の高い相談体制の充実を図ります。</p>

〈5-28〉 就労及び職業訓練情報の提供 [障害福祉課・産業振興課]

障害者の就労及び職業訓練に関する情報提供を推進します。

今後も、国・県等の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページなどの活用により、情報提供の充実を図ります。

現 状	<p>国、県等の障害者の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページ等により、情報提供を行っています。</p> <p>就労支援の拠点を「ともしびショップゆめ散歩」から「秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの」に移し、就労相談員の配置を行い、情報提供や就労支援を行っています。</p> <p>また、就労部門の構成員にハローワーク職員を加え、拠点での定例会議等の実施により情報提供体制の充実を図っています。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>情報提供の充実を図ります。</p>

〈5-29〉 スポーツ・レクリエーション等の情報提供 [障害福祉課・スポーツ推進課]

スポーツ、レクリエーション、文化活動等に触れる機会を増やすため、障害者向けの的確な情報提供を行います。

現 状	<p>市ホームページ、はだのチャレンジデーSNS（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム）でのインターネットを活用した情報発信のほか、スポーツ協会が発行する「スポーツライフはだの」などで情報提供を実施しています。</p> <p>はだの丹沢水無川マラソン大会では開会式、表彰式に手話通訳者を配置しています。</p> <p>また、スポーツ推進課と障害福祉課が連携し、障害福祉課窓口での「スポーツライフはだの」の配布等、情報提供を行っています。</p>
今後の方針・目標	<p>インターネットを活用するなど迅速かつ分かりやすい情報発信に努めます。</p>

〈5-30〉 消費者被害の未然防止と被害の拡大防止 [障害福祉課・市民相談人権課]

消費者被害を未然に防止するため、市広報やホームページ、啓発リーフレットなどを活用した情報提供を行うとともに、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制を目指します。

また、障害者の消費者被害の未然防止及び被害の拡大防止のため、関係機関と連携した取り組みを進めます。

現 状	<p>障害者本人や支援者（保護者、施設相談員等）を対象にした「消費生活関係講座」を実施しています。</p> <p>また、秦野市消費者生活センターを設置し、消費者被害に関する相談を受付けています。</p>
今後の方針・目標	<p>取り組みの周知と関係機関の連携強化に努めます。</p>

〈5-31〉 障害者支援委員会の機能強化 [障害福祉課]

相談支援事業や就労支援事業等、地域の実情に応じた障害者の支援体制の整備について協議する秦野市障害者支援委員会の機能強化に努めます。

現 状	障害者支援委員会及び懇話会を開催し、地域課題や支援体制の整備について協議しています。 【令和元年度】 開催実績（支援委員会）4回
今後の方針・目標	関係機関と連携し、地域の共通課題の解決に努めます。

## ② ケアマネジメント体制の整備

### 【現状と課題】

障害者への適切なサービスの提供に当たり指定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の作成が必要となっておりますが、すべてのサービス利用者へのサービス等利用計画を作成するには、相談支援専門員が不足しています。

### 《基本方針》

サービス等利用計画の適切な導入や質の高いケアマネジメント体制の整備を図ります。

### 〈5-32〉 障害者ケアマネジメント体制の整備 [障害福祉課]

平成 24 年 4 月の制度改正により、障害者の方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障害児・者について、サービス等利用計画・障害児支援利用計画やセルフプランなどの作成が必要となりました。

平成 27 年度から障害福祉サービス等を利用するすべての方について利用計画の作成を行っています。

現 状	<p>障害者支援委員会及び相談部門において、ケアマネジメント体制の整備について協議するとともに、様々なニーズを有する障害者等の生活を支援するため、基幹相談支援センターを中心とした体制整備を進めています。</p> <p>また、福祉、保健、医療等との連携やサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者との合同会議の実施、基幹相談支援センター研修会や相談支援事業所等連絡会等を実施し、相談支援専門員の育成を行っています。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>障害福祉サービス等を利用するすべての利用者へのサービス等利用計画等の適切な導入を図るため、基幹相談支援センターや指定相談支援事業所と連携を図り、相談支援専門員の育成や確保に努め、質の高いケアマネジメント体制の整備を図ります。</p>

〈5-33〉湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携 [障害福祉課]

湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会では、各市町の自立支援協議会等との連携を基礎に、「湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業」において相談支援ネットワークなど各市町、事業所など官民協働により障害のある人の地域生活支援を検討しています。

本市においても、適切な支援が実施されるよう、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携し、障害者ケアマネジメント従事者のスキルアップ等に取り組みます。

現 状	【令和元年度】 開催回数 本会議 2回
今 後 の 方針・目標	引き続き湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携し、共通の課題解決や情報の共有を図ります。

### (3) 権利擁護体制の推進

#### ① 権利擁護体制の整備

##### 【現状と課題】

障害のある人の権利擁護や成年後見支援については、行政書士による無料相談会、NPO 法人総合福祉サポートセンターはだの、地域高齢者支援センター、秦野あんしんセンターにおいて実施していますが、十分普及していない状況にあります。

また、成年後見制度の利用支援の充実に向け、成年後見業務を適正に行える人材の育成、確保が必要になります。

##### 《基本方針》

意思決定が困難な人に対し、権利を擁護する制度である成年後見制度の支援体制の確立及び利用拡大を図ります。

障害者権利条約の理念を共有し、人権が尊重される社会の実現を目指すため、平塚保健福祉事務所秦野センターと連携し、障害者虐待防止のための普及啓発や人権相談の充実に図ります。

#### 〈5-34〉 日常生活自立支援事業の充実 [地域共生推進課]

秦野市社会福祉協議会の「秦野あんしんセンター」において高齢者や障害者の権利擁護にかかわる様々な専門相談、及びその解決に向けての支援を行います。

引き続き秦野市社会福祉協議会との連携により、制度の円滑な運営を支援します。

現 状	判断能力が不十分な高齢者や障害者及びその家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用支援、日常的金銭管理、書類等サービスを提供しています。 【平成 30 年度】 相談件数 853 件 契約件数 53 件 契約締結審査会 6 回開催
今 後 の 方針・目標	引き続き社会福祉協議会への助成と連携による制度の円滑な運営を支援します。

〈5-35〉 成年後見制度の充実 [地域共生推進課・障害福祉課・高齢介護課]  
 認知症や知的障害、精神障害などによって、判断が十分にできない人の権利・財産を守るために、成年後見制度に関する相談を一元的に受け止める「秦野市成年後見利用支援センター」を設置。

親族後見人の育成や確保、法人後見活動の推進に関する支援などを実施し、成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる体制整備に努めます。

現 状	<p>「秦野市成年後見利用支援センター」において、成年後見制度の相談支援を実施。</p> <p>また、法的に複雑な相談について、弁護士による専門相談を行っています。</p> <p>様々な視点から成年後見制度に関する地域課題や困難事例等を検討できるよう、関係機関で構成する「成年後見ネットワーク連絡会」を開催しています。</p> <p>成年後見制度に係る人材育成のため、プロジェクトチーム会議を開催し、権利擁護体制について検討しています。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>成年後見制度について広く周知するため、市民向けセミナーの開催パンフレットの作成・配布をするなど普及啓発を推進するとともに、親族後見人等への相談支援を行います。</p> <p>法人後見活動を行う団体を支援し、後見業務を適正に行うことのできる法人の確保に努めます。</p>

〈5-36〉 虐待防止や人権侵害等の相談体制の充実 [市民相談人権課・障害福祉課]

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。）」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、虐待防止や人権侵害等の相談体制の充実を図ります。

現 状	<p>障害者虐待防止センターを設置し、365日24時間体制で相談を受け付け、支援を実施</p> <p>民生委員や事業所等を対象に虐待予防の広報啓発活動及び研修会を実施</p> <p>【平成30年度】</p> <p>新規通報・届出件数 20件(市のみでの対応事案も含む)</p> <p>延べ相談対応件数 1,670件</p> <p>研修会の実施 8回</p> <p>年間22回の定例相談と1回の特設相談等の人権相談を実施 相談件数4件</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>引き続き人権が尊重される社会の実現を目指すため、年間23回人権相談日を開催するとともに、人権相談日の周知についても努めます。</p> <p>障害者虐待防止センター等と連携し、虐待予防の研修会の実施や養護者支援のための相談支援の充実を図り、虐待防止に努めます。</p>

〈5-37〉 福祉サービス評価の推進 [障害福祉課]

より良質なサービスを提供していくため、事業者は、常にその質の向上に努めていく必要があります。

また、利用者が自分に合う質の高いサービスを受けるためには、サービスの質や事業者ごとの特徴など、選択のためのわかりやすい情報が求められます。

そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づいてサービスの評価し、その結果を公表していくことが必要になってきます。

神奈川県では、福祉サービスの第三者評価を普及、促進するために「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」を設置しており、本市もこのシステムを活用し、市が直接提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供する多くの事業者に対して普及・啓発を行っていきます。

現 状	やまばと学園（平成30年3月） 1事業所
今 後 の 方 針 ・ 目 標	第三者評価の普及、促進に向け啓発します。

#### (4) 安全・安心のしくみづくり

##### ① 保健・医療体制の整備

###### 【現状と課題】

保健・医療は、障害者福祉の前提をなすもので、それぞれの密接な連携が必要です。

障害の原因となる疾病は、医療・介護、生活の質にも影響を及ぼすため、障害の発生予防と疾病の早期発見、早期治療のために、健康診査、健康相談等を実施し、生活習慣病や健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、精神障害者・難病患者等の相談、介護者のレスパイト等の対策については、関係機関と情報交換を行うなどの連携を図っています。

###### 《基本方針》

健康の保持増進や生活習慣病を予防するため、健康相談及び健康教育等を実施し、障害の原因となる疾病の予防についての普及啓発に取り組みます。

また、医療機関と連携し、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査を実施します。

精神障害者・難病患者対策については、保健・医療・福祉の関係機関との連携を図ります。

#### 〈5-38〉 健康相談・健康教育等の実施 [健康づくり課]

健康の保持増進や生活習慣病予防を目的とした健康相談、健康教育等を引き続き実施します。

今後は、糖尿病や高血圧症、脂質異常症といった生活習慣病を予防するため、健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、自ら生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

現 状	【平成 30 年度】 健康相談：開催回数 21 回 参加延人数 1,033 人 健康教育：開催回数 228 回 参加延人数 10,833 人
今 後 の 方針・目標	生活習慣病や健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、生活習慣の改善を支援します。 大学・企業・ボランティア等の協働による健康づくりを推進します。

〈5-39〉 健康診査の実施 [健康づくり課]

糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の早期発見、早期治療のため市民健康診査を実施します。

現 状	【平成 30 年度】 市民健康診査 39 歳以下(登録者) 250 人 市民健康診査 75 歳以上(後期高齢者) 7,413 人 (再掲：訪問健康診査 23 人)
今 後 の 方針・目標	医療機関との連携により、健康診査を実施します。 39 歳以下の市民健康診査について周知を行い、登録者を増やし、若い世代からの健康の保持増進を図ります。

〈5-40〉 医療費の助成 [障害福祉課]

重度障害者医療費の助成を引き続き実施します。

現 状	重度障害者が診療を受ける場合に医療保険対象の自己負担分について助成。 【平成 30 年度】 対象者数 2,333 人(停止者・認定保留者除く)
今 後 の 方針・目標	引き続き適正な医療費助成を行います。

〈5-41〉 精神障害者・難病患者等の対策について関係機関との連携 [障害福祉課]

精神障害者、難病患者及び高次脳機能障害者等の対策について、保健福祉事務所等の関係機関と連携を密にします。

現 状	精神障害者及び高次脳機能障害者等の対策については、県が開催する連絡会や研修会等を通して情報共有と連携を図っています。 また、指定難病及び特定疾患の対象者が受けられる医療・福祉サービスについて、保健福祉事務所と連携して情報提供を行っています。
今 後 の 方針・目標	関係機関と連携を密にし、ニーズに応じた体制を整備します。

## ② 緊急時対策の整備

### 【現状と課題】

東日本大震災を教訓に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と定義し、市町村による名簿の作成が義務付けられました。

それに伴い避難所運営体制の充実や適切な要支援者の支援体制などを整備する必要があります。

総合防災訓練等では、障害者団体の訓練への参加や、災害時緊急受入協定施設との訓練などを実施し障害者の避難体制や受入れ体制を図っています。

視覚・聴覚障害者などへの適切な情報提供や避難誘導體制の整備を図る必要があります。

### 《基本方針》

避難行動要支援者の避難支援には、地域における共助が不可欠であり、地域住民の協力による、障害者のための地域防災体制の整備を促進します。

また、視覚、聴覚、腎臓機能障害者など障害の特性に応じた情報提供・避難体制の整備も推進します。

### 〈5-42〉 災害時要配慮者受入れ施設及び受入れ体制の整備 [障害福祉課]

災害時における障害者等要配慮者の受入れ施設及び受入れ体制の整備、充実を図ります。

現 状	災害時福祉避難所の協定締結施設 10 箇所
今 後 の 方針・目標	災害時要配慮者支援班行動マニュアルに基づく訓練等を実施し、円滑な受入れ体制を構築します。 新たな受入れ施設についても協議を重ね、拡大を図ります。

### 〈5-43〉 点字防災ガイドブック等の作成 [障害福祉課]

点字や音声など個々に必要な媒体による防災ガイドブックを作成します。

現 状	日本視覚障害者団体連合（旧・日本盲人会連合）が作成した「視覚障害者のための防災・避難マニュアル」を活用した点字版のガイドブックを作成します。
今 後 の 方針・目標	関係ボランティア団体と連携し、秦野市障害者支援委員会等に意見を求めながら検討します。

〈5-44〉 携帯電話等による情報提供 [障害福祉課]

聴覚に障害のある人が、防災行政無線の代わりに情報源として活用できる、市の緊急情報メール配信システムの登録を推進しています。

現 状	障害者手帳交付説明会等を通じて、緊急情報メール配信システムの周知を図っています。 秦野市障害福祉制度ガイドブックに申請案内及びQRコードを掲載し、周知を図っています。
今後の方針・目標	緊急情報メール配信システムの登録を促進します。 災害用伝言板サービスの利用を促進します。 Eメール相談を実施します。

〈5-45〉 ヘルプマークの普及 [障害福祉課]

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

神奈川県でも平成29年3月からこのマークを導入し、東京都と連携して普及に取り組んでいます。

秦野市では、秦野市障害福祉課、秦野市社会福祉協議会及びぱれっと・はだので配布しています。

また、HPやポスター等を掲示し普及しています。

現 状	【平成30年度】 配布実績 459 個（秦野市障害福祉課、秦野市社会福祉協議会、ぱれっと・はだので配布）
今後の方針・目標	引き続き「ヘルプマーク」の理解のための普及啓発を進めます。

〈5-46〉 広域避難場所へ手話通訳者派遣 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、災害時に避難所等へ手話通訳者を派遣します。

今後は、確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置するため、関係機関との連携を図っていきます。

現 状	【令和元年度】 手話通訳者登録者数 12 人
今後の方針・目標	確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置する方法を関係機関と連携し、検討します。

#### 〈5-47〉 地域防災体制整備促進 [防災課]

地域住民の協力により、障害者のための地域防災体制整備の確立を促進します。

継続的に、避難行動要支援者についての基礎的知識等に対する指導、助言及びマニュアルづくりに対する協力等を積極的に行っています。

また、各避難所に設置された避難所運営委員会の訓練等を実施し、避難行動要支援者支援対策の充実を図っています。

現 状	年2回、避難行動要支援者名簿を更新し、自治会、民生委員等に提供しています。 台風等の自然災害時に名簿を活用し、要支援者を避難所まで搬送したり、平常時においても名簿を活用した見回りや相談・調整を行ったりしています。 講演会や研修会を通して、障害者の避難支援に対する知識、理解を深め、地域防災体制の強化を図っています。
今後の方針・目標	避難行動要支援者対策の向上を目的とし、避難行動要支援者名簿を活用した実践的な避難訓練を各地域で実施するように促進します。

#### 〈5-48〉 視覚障害者避難誘導體制の整備 [防災課・障害福祉課]

視覚障害者のため、災害時における避難誘導ボランティア体制の整備を推進します。

現 状	避難行動要支援者名簿の周知と、防災訓練等で避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施及び近隣住民、地域ごとの連携強化を目的とする個別計画の作成を促進しています。
今後の方針・目標	避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するために、今後も個別計画の作成をケアマネージャー等に依頼していきます。

〈5-49〉 災害時人工透析医療機関の情報提供体制の整備 [障害福祉課・健康づくり課]

災害時には、透析施設の被害状況が県へ報告されるシステムが構築されています。

県のマニュアルに基づき、透析病院の被害状況を確認し、いち早く透析患者に情報提供するよう努めます。

現 状	市内の透析施設の連絡協議会により連携
今 後 の 方針・目標	医師会との連携及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）により、医療機関での患者の受け入れ状況等の把握が可能であるため、市民に向けた情報をいち早く提供していきます。

〈5-50〉 防災講習会・避難訓練及び啓発活動の実施 [防災課・障害福祉課]  
防災講習会、防災訓練への参加を呼び掛け、防災に対する啓発を行います。

現 状	【平成 30 年度】 防災講習会実施回数 3 回 ケアマネージャー講習会 西地区障害者地域作業所連絡会職員研修会 秦野市身体障害者福祉協会役員研修会 障害者団体等に各種会議において、防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、障害者支援委員会くらし安心部門で障害者向けの防災に関するリーフレットの作成を検討しています。
今 後 の 方針・目標	総合防災訓練のプログラムに障害のある人も参加できる内容の検討と積極的な参加が図れるように、広報はだの等を活用し、啓発活動に努めます。 引き続き障害者団体等との協力による啓発活動の推進及び出前講習会を実施します。

〈5-51〉 災害時対応における医師会等関係機関との連携 [障害福祉課・健康づくり課]

定期的に服薬が必要な障害者のため、災害時における対応について医師会等関係機関と連絡を密にします。

今後は、災害時において障害者に対するより適切な対応がとられるよう、関係機関等と検討を進めます。

現 状	災害時の対応について医師会等関係機関と連携を図っています。
今 後 の 方針・目標	引き続き医師会等関係機関と連絡を密にし、災害時における障害者に対するより適切な対応がとられるよう検討を進めます。

〈5-52〉 緊急通報システム事業の推進 [障害福祉課]

緊急時の連絡が困難な単身障害者や家族が常時いない障害者のために、緊急通報システム事業を推進します。

現 状	秦野市内の障害者人口の増加に伴い、申請者の増加を想定しながら、助成できる体制を整えていきます。
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

〈5-53〉 N e t 119 緊急通報システム事業 [情報指令課]

聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行うため、スマートフォンや携帯電話等の通報用W e bサイトから、文字入力による操作と、G P S測位情報を活用して、「会話をせずに」簡単な操作で 119 番通報が可能となるシステムです。

現 状	令和元年 11 月 9 日から運用を開始し、聴覚や発語に障害のある人が利用登録しています。
今 後 の 方針・目標	聴覚や発語に障害がある人の緊急通報が、円滑に行われるよう、システムの更なる周知とサポート体制の充実を図ります。



# 資料編



# 資料 1 秦野市障害者支援委員会条例

## 秦野市障害者支援委員会条例

(平成26年9月5日条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、秦野市障害者支援委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定により、秦野市障害者支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第88条第8項の規定により障害福祉計画の策定又は変更に係る市長からの諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議すること。
- (2) 法第89条の3第2項の規定により地域の実情に応じた障害者等への支援体制の整備について協議を行うこと。

(委員)

第4条 委員会は、20名以内の委員により組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者当事者団体又は障害者支援団体の関係者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 精神、保健、医療、教育、警察又は雇用に係る関係者
- (5) 民生委員・児童委員その他地域の障害福祉施策の推進に係る関係者
- (6) 障害福祉に関して学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第3項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第69号を第70号とし、第68号の次に次の1号を加える。

(69) 秦野市障害者支援委員会の委員

第2条第1項中「前条第1号から第68号まで」を「前条第1号から第69号まで」に改め、同条第2項中「前条第69号」を「前条第70号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市障害者支援委員会の委員	同	7,800円
----------------	---	--------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第68号まで」を「条例第1条第1号から第69号まで」に、「条例第1条第69号」を「条例第1条第70号」に改める。

## 資料 2 秦野市障害者支援委員会規則

### 秦野市障害者支援委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 40 号)

改正平成 27 年 3 月 31 日規則第 24 号

第 1 条 この規則は、秦野市障害者支援委員会条例(平成 26 年秦野市条例第 16 号)の規定に基づき設置される秦野市障害者支援委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、18 名の委員により組織する。

(平 27 規則 24・一部改正)

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第 6 条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員 1 名が署名するものとする。

(専門部会及び専門部会調整会議)

第 7 条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、その指示する事項について必要な資料の収集及び研究を行わせるため、専門部会及び専門部会調整会議を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 3 計画の推進体制

### 1 計画の進捗状況の把握、評価

障害者施策の推進に関係する施設、団体等により組織する「秦野市障害者支援委員会」により、計画の推進体制及び進行管理を行います。

秦野市障害者支援委員会 構成員

1	秦野市身体障害者福祉協会会長
2	秦野市手をつなぐ育成会会長
3	秦野精神障害者家族会のぞみ会会長
4	秦野市障害者地域生活支援推進機構常務理事
5	秦野市社会福祉協議会事務局長
6	財団法人鉄道弘済会総合福祉センター弘済学園療育支援次長
7	社会福祉法人かながわ共同会秦野精華園自主経営化対策室長
8	社会福祉法人常成福社会専務理事
9	社会福祉法人寿徳会松下園副園長
10	社会福祉法人成和会グループホームせせらぎ施設長
11	神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課長
12	秦野市教育委員会教育指導課長
13	独立行政法人国立病院機構神奈川病院療育指導課長
14	神奈川県立秦野養護学校校長
15	秦野警察署生活安全課長
16	厚生労働省神奈川労働局松田公共職業安定所所長
17	秦野市民生委員・児童委員障害部会会長
18	元千葉大学教授

### 2 庁内推進体制

庁内関係各課等の緊密な連携を図り、全庁が一体となって本計画における各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見を反映できる機会を設定するなど、利用者の立場に立った障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

## 資料 4 秦野市障害者福祉計画(第 5 期)策定経過

年月日	内 容
平成 30 年 11 月 21 日	平成 30 年度第 2 回秦野市障害者支援委員会 ・ 障害者福祉計画の策定について
平成 31 年 2 月 19・21 日	関係団体ヒアリングの実施 36 団体 (秦野市誘導赤十字奉仕団・秦野市点訳赤十字奉仕団・秦野市録音赤十字奉仕団・ハンディキャブの会・手話サークル青葉会・手話サークル秦の会・送迎ボランティアゆりの会・秦野市身体障害者福祉協会・秦野市視覚障害者福祉協会・秦野市腎友会・秦野市聴覚障害者福祉協会・秦野市肢体不自由児者父母の会・知的障害者団体こうぼう山の会・みのりの会・手をつなぐ育成会・秦野市自閉症児者親の会・秦野市精神障害者家族会のぞみ会・やまばと学園・くず葉学園・ライフステージ悠トピア・松下園・うぐいすの家・みのりの家・福祉作業所リトルスター・あけぼの園・虹・ユーアイあけぼの・鶴巻工芸・大根工芸・成和会・秦野病院・秦野厚生病院・丹沢病院・みくるべ病院・ボランティアあけやき)
平成 31 年 3 月 27 日	平成 30 年度第 3 回秦野市障害者支援委員会 ・ ヒアリング結果報告と現段階での課題について ・ 実施状況の評価について
令和元年 5 月 28 日	令和元年度第 1 回秦野市障害者支援委員会 ・ 第 5 期障害者福祉計画について ・ 関係団体ヒアリング結果について
8 月 20 日	令和元年度第 2 回秦野市障害者支援委員会 ・ 障害者福祉計画の基本理念、基本方針について ・ 障害者福祉計画の基本的な考え方について
10 月 29 日	令和元年度第 3 回秦野市障害者支援委員会 ・ 障害者福祉計画の個別施策について ・ 障害者福祉計画案について
11 月 20 日～ 12 月 20 日	計画素案に対するパブリックコメントの募集
令和 2 年 1 月 21 日	令和元年度第 4 回秦野市障害者支援委員会 ・ 障害者福祉計画案の諮問
1 月 30 日	秦野市障害者支援委員会から障害者福祉計画案について答申

## 資料 5 秦野市障害者福祉計画(第 5 期)案について(諮問)

FNo.4・1・2 (甲)

令和 2 年 1 月 2 1 日

秦野市障害者支援委員会  
会長 伊藤 崇博 様

秦野市長 高橋 昌和

秦野市障害者福祉計画について (諮問)

障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする第 5 期秦野市障害者福祉計画案を作成しましたので、貴委員会の答申をいただきたく諮問いたします。

## 資料 6 秦野市障害者福祉計画(第 5 期)案について(答申)

令和 2 年 1 月 3 0 日

秦野市長 高 橋 昌 和 様

秦野市障害者支援委員会  
会 長 伊 藤 崇 博

秦野市障害者福祉計画 (第 5 期) 案について (答申)

令和 2 年 1 月 2 1 日付け F N o . 4 ・ 1 ・ 2 (甲) で諮問のありました秦野市障害者福祉計画 (第 5 期) 案について、当委員会において慎重に審議した結果、原案は妥当なものであると認めますので、その旨を答申します。

なお、当委員会の総意として次のとおり意見を付しますので、計画の推進に当たっては、その趣旨を留意されるよう要望します。

- 1 障害のある人もない人もすべての人が人格と人権を尊重され、ともに支え合いながら快適に暮らすことができる「共生社会」の実現を目指し、障害者の主体的な意思決定に基づいて自己実現を図っていくことができる環境を整備するとともに、安全の確保と安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてください。
- 2 障害者を取り巻く環境が変わる中、個別施策に掲げた今後の方針・目標をしっかりと見据え、適切な進行管理を図るとともに、障害者一人ひとりに合ったきめ細やかな支援が図られるよう努めてください。

## 用語解説

### 【あ行】

#### **SDGs（エスディージーズ／持続可能な開発目標）**

2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するために2030年までに達成すべき開発目標。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っている。

### 【か行】

#### **居住サポート事業**

障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業のひとつとして創設された事業で、施設や病院からの地域移行や地域での住み替えを希望する障害者の「住まい」の問題を入り口にした相談支援のこと。

#### **ケアマネジメント**

社会的ケアを必要とする人々に対して、もっとも効果的でかつ効率的なサービスや資源を紹介、あっせんするとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する方法。

#### **高次脳機能障害**

外傷性損傷、脳血管障害等による脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指す。

具体的には「会話がうまくかみ合わない」、「段取りをつけて物事を行うことができない」等の症状がある。

#### **コーディネート**

物事を調整し、まとめること。

#### **ことばの相談室**

言葉の遅れ等、発達に心配のある児童に対し、心身の成長を促すため、児童の発達に精通している臨床心理士、保育士などが、専門的な検査、訓練及び相談業務を実施する機関（市が運営）。

## 【さ行】

### 災害時要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者。

### 市立さかえちよう公園

防災機能と、地域の憩いの場となるように、休養施設を設けた公園。

所在地：秦野市栄町9番14号

### 手話奉仕員

聴覚障害者の日常生活をサポートするために、日常会話の手話を習得し、聴覚障害者とともに活動する人。

### 手話通訳者

都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された人。

手話を用いて、聴覚障害者と健聴者のコミュニケーションの仲立ちをし、聴覚障害者の社会参加を助ける。

### 障害者雇用率（法定雇用率）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方自治体は、一定の割合以上、身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用しなければならないこととされています。

定められている法定雇用率は、一般の民間企業 2.2%、国、地方公共団体 2.5%

### 障害者しごとサポーター

神奈川県が地域ごとに2名ずつ配置し、地域の福祉施設や関係機関、事業所などを積極的に訪問し、それぞれの情報を結びつけながら、障害者を効果的に就労に結び付けている機関。

### 障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する

意欲を高めることを目的として設定された、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

### **障害福祉なんでも相談室**

秦野市地域生活支援センター2階で行っている身体、知的、精神等に障害のある方や、その家族等が抱える、さまざまな悩み、困りごとについて、相談や必要な情報の提供を行う場。

### **身体障害者補助犬**

目や耳、手足などに障害のある人の生活をサポートするために訓練された犬のことをいい、サポートする内容により「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の三種類がある(いずれも身体障害者補助犬法により認定された犬)。

## **【た行】**

### **大道イルミネーションフェスティバル**

市立さかえちよう公園内において障害者週間に合わせて、市内の障害者施設や地元商店会、自治会、子供会が協力して製作したイルミネーションオブジェを展示しているイベント。

### **たんぽぽ教室**

身体障害児、知的障害児及びその家族の福祉の増進に役立てるため、秦野市保健福祉センターにおいて、障害児等に対して心身の発達を促すことができるように生活訓練等のデイサービスを提供する事業。

### **通級指導教室**

通常の学級に在籍する児童又は生徒で、言語、聴覚の障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等があるものに通級指導を行うための教室。

### **特別支援学校**

障害者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている学校。

## 特別支援教育

障害のある児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教育。

## ともに生きる社会かながわ憲章

平成 28 年 7 月に障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」で起きた痛ましい事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう同年 10 月 14 日に神奈川県と県議会が共同で定めた憲章。

### ともに生きる社会かながわ憲章

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

## 【な行】

### 内部障害

体の内部に障害のあることを言い、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓の機能障害のこと。

### ノンステップバス

段差のない床面構造を持つバスのこと。

## 【は行】

### 発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

## **バリアフリー**

高齢者や身体の不自由な人などを含めただれもが壁を感じることをのな  
いような社会をつくろうという考え方。

## **批准**

署名、調印、採択などをされた条約について、これを遵守し、これに自  
国が拘束されることを相手国又は各国に示す行為のこと。

## **福祉避難所**

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所で  
は生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮  
したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図ら  
れた避難所のこと。

## **法定雇用率**

「障害者雇用率」を参照。

## **【や行】**

### **ユニバーサルデザイン**

建物や商品などを、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からでき  
るだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

## **【ら行】**

### **ライフステージ**

人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、それぞれの  
段階のこと。

### **レスパイト**

介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障害児(者)  
の介護から解放する事によって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一  
息つけるようにする援助のこと。

## 障害に関するマークの一例

マーク及び名称	概要
 身体障害者標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。</li> <li>・ 周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。</li> <li>・ このマークはホームセンター等で購入できます。</li> </ul>
 聴覚障害者標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。</li> <li>・ 周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。</li> <li>・ このマークはホームセンター等で購入できます。</li> </ul>
 障害者のための 国際シンボルマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある方が利用できる建物、施設を示す世界共通マークです。</li> <li>・ このマークは、全ての障害者を対象にしたものです。</li> </ul> <p>注) 個人の車に表示するのは、本来の目的と異なります。個人の車に表示しても、障害者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりません。障害があるということを周知するために利用されている方もいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このマークはホームセンター等で購入できます。</li> </ul>
 盲人のための国際シンボル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者の安全やバリアフリーに配慮された建物、設備、機器などにつけられている世界共通マークです。</li> <li>・ 信号機や国際点字郵便物、書籍などに添付されています。</li> </ul>
 聴覚障害国際 シンボルマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障害者を示す世界共通マークです。</li> <li>・ 聴覚障害者が通訳、手話、その他のサービスを受けられる場所、窓口で使われています。</li> </ul>
 耳マーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</li> <li>・ このマークを表示されたら、相手が聞こえないことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。</li> </ul> <p>※耳マークの著作権は(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会にあり、複製、引用、転載は許諾が必要です。本市は承諾を頂いております。</p>
 ハート・プラスマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱などの内部障害、内臓疾患を示すマークです。</li> <li>・ このマークを着用している方を見たら、携帯電話の使用を控えたり、優先席の利用に配慮が必要です。</li> <li>・ このマークは特定非営利活動法人「ハート・プラスの会」のホームページから取得できます。</li> </ul>

 <p>オストメイトマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工肛門、人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。「オストメイト対応トイレ」は、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄が出来るトイレのことです。</li> </ul>
 <p>ほじょ犬マーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）が、公共施設や交通機関、お店で同伴できることを知っていただくためのマークです。</li> </ul>
 <p>バリアフリー新法 シンボルマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の認定特定建築物や広告などに、認定を受けていることを示すマークです。</li> </ul>
 <p>みんなのトイレマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例により、障害者、高齢者だけでなく、誰もが利用できる「みんなのトイレ」であることを示すマークです。</li> </ul>
 <p>ヘルプマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。</li> </ul>
 <p>白杖 SOS シグナル</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて交換しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</li> </ul>

秦野市障害者福祉計画  
(第5期 令和2年度～令和6年度)

編集・発行 秦野市福祉部障害福祉課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463(82)5111 (代表)

0463(82)7616 (直通)

FAX 0463(82)8020

E-mail syougai-f@city.hadano.kanagawa.jp



